

## 振込規定

### 1. 適用範囲

振込依頼書または当行の振込機による当行または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込については、この規定により取扱います。

### 2. 振込の依頼

(1) 振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。

- ① 振込の依頼は原則として、窓口営業時間内に受付けます。
- ② 振込依頼書は、当行所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号その他の所定の事項を正確に記入してください。
- ③ 当行は振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。

(2) 振込機による振込の依頼は、次により取扱います。

- ① 振込機は当行所定の時間内に利用することができます。
- ② 1回および1日あたりの振込金額は、当行所定の金額の範囲内とします。
- ③ 振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額その他の所定の事項を正確に入力してください。振込資金が現金の場合には、依頼人名およびその電話番号も正確に入力してください。
- ④ 当行は振込機に入力された事項を依頼内容とします。

(3) 前2項に定める依頼内容について、振込依頼書の記載の不備または振込機への誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

(4) 振込の依頼にあたっては、振込資金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料（以下「振込資金等」といいます。）を支払ってください。

### 3. 振込契約の成立

(1) 振込依頼書による場合には、振込契約は、当行が振込の依頼を承諾し振込資金等を受領した時に成立するものとします。

(2) 振込機による場合には、振込契約は、当行がコンピュータ・システムにより振込の依頼内容を確認し振込資金等の受領を確認した時に成立するものとします。

(3) 前2項により振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容を記載した振込金受取書、振込受付書、ご利用明細票または振込通帳等(以下「振込金受取書等」といいます。)を交付しますので、依頼内容を確認してください。この振込金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。

### 4. 振込通知の発信

(1) 振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。

- ① 電信扱いの場合には、振込契約成立日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、振込契約成立日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。
- ② 文書扱いの場合には、振込契約成立日以後3営業日以内に振込通知を発信します。

(2) 窓口営業時間終了後または銀行休業日に振込機による振込の依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず振込契約成立日に振込通知を発信します。ただし、振込先の金融機関の状況等により、振込契約成立日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。

### 5. 証券類による振込

(1) 当行以外の金融機関にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合には、小切手その他の証券類による振込資金等の受入れはしません。

- (2) 当行の国内本支店にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合に、当行が振込資金等とするために小切手その他の証券類の受入れを認めたときは、その旨を表示した振込金受取書等を交付するとともに、証券類受入れの旨を表示した振込通知をその決済確認前に発信します。なお、証券類の決済を確認した後に振込通知を発信することもあります。
- (3) 前項により受入れた証券類が不渡りとなった場合には、直ちにその旨を通知するとともに、決済確認前に振込通知を発信しているときは、それを取消します。この場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。
- (4) 不渡りとなった証券類は、取扱店で返却しますので、当行所定の受取書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料を求めることがあります。
- (5) 提出された振込金受取書等を当行が交付したものであると相当の注意をもって認めたいうえ、その証券類を返却したときは、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 6. 取引内容の照会等

- (1) 受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに取扱店に照会してください。この場合には、振込先の金融機関に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。
- (2) 当行が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、第8条に規定する組戻しの手続きに準じて、振込資金の受領等の手続をとってください。

## 7. 依頼内容の変更

- (1) 振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において次の訂正の手続により取扱います。ただし、取扱日および振込先の金融機関・店舗名ならびに振込金額を変更する場合には、第8条第1項に規定する組戻しの手続により取扱います。
  - ① 訂正の依頼にあたっては、当行所定の振込訂正依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料を求めることがあります。
  - ② 当行は、振込訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
- (2) 前項の訂正の取扱いについて、第5条第5項の規定を準用します。
- (3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正できないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

## 8. 組戻し

- (1) 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。
  - ① 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の振込組戻依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料を求めることがあります。
  - ② 当行は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
  - ③ 組戻しされた振込資金は、振込組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受取書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料を求めることがあります。
- (2) 前項の組戻しの取扱いおよび組戻しされた振込資金の返却については、第5条第5項の規定を準用します。
- (3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

#### 9. 通知・照会の連絡先

- (1) この取引について依頼人に通知・照会をする場合には、振込の依頼にあたって記載・入力された住所・電話番号または振込資金等を振替えた預金口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。
- (2) 前項において、連絡先の記載の不備・誤入力または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 10. 手数料

- (1) 振込の受付にあたっては、店頭表示の振込手数料をいただきます。
- (2) 組戻しの受付にあたっては、当行所定の組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。
- (3) 組戻しされた振込資金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。
- (4) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。

#### 11. 災害等による免責

次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- ① 災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
- ② 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- ③ 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

#### 12. 譲渡、質入れの禁止

振込金受取書等およびこの取引にもとづく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

#### 13. 預金規定等の適用

振込資金等を預金口座から振替えて振込の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定およびキャッシュカード規定により取扱います。

#### 14. 振込資金の振込制限・謝絶

当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のリスクが高いと判断した個別の振込については、取引の全部または一部を制限またはお断りすることができるものとします。

#### 15. この規定を変更する場合の取扱い

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2024年10月7日現在)

## 代金取立規定

## 1. 取扱証券類

手形、小切手、公社債、利札、配当金領収書その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。

## 2. 要件の補充等

- (1) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (2) 証券類のうち裏書等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (3) 手形、小切手の取立にあたっては、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

## 3. 手数料等

- (1) 代金取立の受託にあたっては、店頭掲示の代金取立手数料をいただきます。なお、証券類の組戻し、不渡返却があった場合または店頭呈示を要した場合には、その手数料を別途にいただきます。
- (2) 特別な依頼により要した費用は、別途にいただきます。

## 4. 発送

証券類の取立を当行の他の本支店または他の金融機関に委託して行う場合には、当行が適当と認める時期、方法により発送します。

## 5. 引受けのない手形等の取扱い

- (1) 引受けのない為替手形については、支払人に取立受託の旨の通知を発信することと、引受けおよび支払いのための呈示をする義務を負いません。
- (2) 手形交換による呈示ができない証券類についても同様とします。

## 6. 取立代金の入金

- (1) 手形のうち支払期日までに当行所定の余裕日数があり、かつ、支払期日に手形交換等によって取立のできるもので、当行が「期日入金手形」として取扱ったものについては、その手形金額を支払期日に預金元帳へ入金記帳します。この場合、当該金額は、支払期日の翌営業日の銀行間における不渡通知時限経過後に本店でその決済を確認したうえでなければ支払資金といたしません。
- (2) 「期日入金手形」以外の証券類については、銀行間における入金報告によりその決済を確認のうえ預金元帳へ入金記帳し、支払資金とします。

## 7. 証券類の不渡り

- (1) 証券類が不渡りとなったときは、直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、「期日入金手形」についてはその金額を預金元帳から引落します。
- (2) 不渡りとなった証券類は本店で返却しますから、当行所定の受取書に預金取引の届出印を押印してください。
- (3) 前項の証券類については、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、権利保全の手続きをします。

## 8. 証券類の組戻し

- (1) 証券類の組戻しを依頼する場合には、支払期日の前日までに当行所定の組戻依頼書に預金取引の届出印を押印して提出してください。
- (2) 組戻しをした証券類は、本店で返却しますから、当行所定の受取書に預金取引の届出印を押印して提出してください。

**9. 証券類の喪失、通信の遅延等**

証券類が事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事由によって紛失、滅失、損傷または延着したために生じた損害については、当行は責任を負いません。やむをえない事由による通信機器、回線の障害等によって通信が遅延したために生じた損害についても同様とします。

**10. 譲渡、質入れの禁止**

代金取立の委託にもとづく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

**11. この規定を変更する場合の取扱い**

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020年4月1日現在)

## 貸金庫・自動貸金庫共通規定

### 1. 格納品の範囲

(1) 貸金庫には、次に掲げるもの(ただし、総重量は当行所定の重量以下とします。)を格納することができます。

- ① 公社債券、株券その他の有価証券
- ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
- ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
- ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

(2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。

### 2. 契約期間等

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する10月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

### 3. 使用料

(1) 貸金庫の使用料は別紙料金表記載の料率により1年分を前払いするものとし、毎年11月12日(12日が休日の場合は翌営業日)に借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのおうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月から最初に到来する10月末日までを月割計算により上記の方法により払戻しのおうえ使用料に充当します。

(2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

(3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

### 4. 鍵の保管

貸金庫に付属する鍵正・副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのおうえ借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。

### 5. 成年後見人等の届出

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

(5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 6. 損害の負担等

(1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

(2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。

(3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

## 7. 貸金庫の修繕・移転等

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

## 8. 緊急措置

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

## 9. 譲渡・転貸等の禁止

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

## 10. 保証人

保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

## 11. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

## 貸金庫規定

### 1. 貸金庫の開閉等

- (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。
- (2) 開庫にあたっては、当行所定の開閉票に届出の印章により記名押印して提出してください。なお、開庫後は貸金庫の施錠を確認してください。
- (3) 格納品の出し入れは、当行所定の場所で行ってください。

### 2. 届出事項の変更等

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。正鍵を失ったときもしくははき損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

### 3. 印章・鍵の喪失時等の取扱い

- (1) 印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続をした後に行ってください。
- (2) 正鍵を失った場合、またははき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

### 4. 印鑑照合等

開閉票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、使用される鍵について当行は確認する義務を負いません。

## 5. 反社会的勢力との取引拒絶

この貸金庫は、第6条第3項第1号、第2号および第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第6条第3項第1号、第2号または第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

## 6. 解約等

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第3条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することかできるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。貸金庫・自動貸金庫共通規定第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
- ① 借主が使用料を支払わないとき
  - ② 借主について相続の開始があったとき
  - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
  - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
  - ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときには、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することか判明した場合
    - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
    - E. その前各号に準ずる行為

- (4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日  
の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、貸金庫・自動貸金庫共通規定第3条第3  
項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不  
足額を明渡しの日に貸金庫自動貸金庫共通規定第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 第1項から第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管  
理し、もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄すること  
ができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これら  
に要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができ  
るものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

## 自動貸金庫規定

### 1. 貸金庫の開閉等

- (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。
- (2) 開庫にあたっては、貸金庫ご利用カード(代理人が開閉する場合は、代理人用の貸金庫ご利用カード。以下これらを「利  
用カード」という。)をカード読取機に挿入し、届出の暗証ボタンにより操作してください。
- (3) 格納品の出し入れは、当行が指定する場所で行ってください。なお、閉庫後は、貸金庫の施錠を確認のうえ返却のため  
の操作を行ってください。

### 2. 届出事項の変更等

- (1) 印章もしくは利用カードを失ったとき、または印章、暗証、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があ  
ったときは、直ちに借主から書面によって届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いま  
せん。正鍵を失ったときもしくはき損したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行か通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったとき  
でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

### 3. 利用カード、鍵の喪失時の取扱い

- (1) 利用カードもしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続をした後に行ってください。
- (2) 正鍵を失った場合、またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当行が貸金庫の  
変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

### 4. 暗証照合、印鑑照合等

- (1) 貸金庫の開庫にあたり、カード読取機操作の際使用された利用カードを確認のうえ記録(利用カードを自動的に転写する  
方式による。)し、同時に暗証と届出の暗証の一致を確認して開庫その他の取扱をしましうえは、借主または代理人自身  
が操作したものとし、利用カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害に  
ついては、当行は責任を負いません。なお、使用される鍵について当行は確認する義務を負いません。
- (2) 諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認  
めて取扱いをしましうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、  
当行は責任を負いません。

## 5. 反社会的勢力との取引拒絶

この貸金庫は、第6条第3項第1号、第2号および第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第6条第3項第1号、第2号または第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

## 6. 解約等

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、利用カードおよび届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、利用カードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第3条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することかできるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。貸金庫・自動貸金庫共通規定第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
  - ① 借主が使用料を支払わないとき
  - ② 借主について相続の開始があったとき
  - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
  - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
  - ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときには、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
  - ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することか判明した場合
    - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - ③ 借主または代理人か、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
    - E. その前各号に準ずる行為

- (4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日  
の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、貸金庫・自動貸金庫共通規定第3条第3  
項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不  
足額を明渡しの日に貸金庫自動貸金庫共通規定第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 第1項から第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管  
理し、もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄すること  
ができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これら  
に要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができ  
るものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

以 上

(2020年4月1日現在)

## 夜間金庫規定

### 1. 使用目的

この夜間金庫は当店における本人名義の当座預金、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間に使用してください。

### 2. 使用方法

(1) この夜間金庫を使用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類(以下「証券類」という。)を当行所定の専用入金帳および通帳等とともに当行所定の入金袋(以下「入金袋」という。)に入れ、その入金袋を施錠のうえ夜間金庫に投入してください。

(2) 入金袋を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、レシート(利用記録票)を受け取ってください。

### 3. 預金への受入処理

(1) この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当行所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。

(2) 前項の取扱いにあたり、専用入金帳に記載された金額が当行で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当行で確認した金額によるものとします。この処理をしたうへは、当行はその責任を負いません。

(3) 当行が支払場所となっている小切手、手形類については当行の処理基準にもとづいて処理します。

(4) 入金袋に入れる専用入金票は1袋1枚の入金票といたします。

### 4. 入金袋等の返却

入金袋ならびに通帳等は当行の受入れ手続き終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

### 5. 鍵の保管等

(1) 投入口鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。

(2) 入金袋の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当行が保管し、入金袋の開閉に使用します。

### 6. 手数料

夜間金庫の使用にあたっては、当行所定の手数料を当行所定の方法で、お支払いいただきます。

### 7. 鍵、入金袋の喪失・き損

投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を失ったとき、またはき損したときは、直ちに書面によって当店に届出てください。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

### 8. 損害の負担等

この夜間金庫の使用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠その他当行の責めによらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない使用が行われ損害が生じても、当行は責任を負いません。

### 9. 解約等

この契約は本人または当行の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を直ちに当店へ返してください。

### 10. 譲渡・転貸等の禁止

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵についても同様とします。

### 11. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当行当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

12. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上  
(2020年4月1日現在)

## ロビー入金機利用規定

### 1. ロビー入金機の利用

#### (1) サービス内容

当店に設置されたロビー入金機（以下「入金機」といいます）を利用して、現金の確認をした上で、窓口にて預金の入金、振込、税金・公共料金の納付等の取引（以下「入金取引」といいます）を依頼することができます。

#### (2) 受付時間

入金機の利用時間は、銀行窓口営業日の午前9時から午後3時までとします。

#### (3) 入金機利用カード

入金機を利用する場合は、当行が貸与する「ロビー入金機ご利用カード」（以下「利用カード」といいます）を使用して入金機の操作を行ってください。

### 2. 利用方法

#### (1) 入金機の操作

入金機は、利用カードを使用して、当行の定める方法ならびに操作手順により操作し、操作終了後受付票を受け取ってください。

#### (2) 受付票および取引申込書等の窓口への提示

入金取引は、入金機から打ち出された受付票と、依頼する入金取引の伝票・依頼書等（以下「入金取引申込書」といいます）とを窓口へ提示してください。

### 3. 免責事項

次の各号に該当する場合、お手続きできない場合があります。

- ・入金取引申込書等に形式不備または記載相違などの不備があった場合
- ・入金、振込等に必要な資金の総額と当行が確認した現金の総額が相違する場合

この場合、処理しないことにより生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。

### 4. 利用カードの喪失・き損等の取扱い

利用カードの喪失・き損などの場合には、ただちに書面により当店へ届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。また、利用カードの喪失・盗難などにより当行が損害を被った場合は、すみやかにその損害を補填するものとします。利用カードを喪失または、き損した場合は、再作成に要する費用を申し受けます。

### 5. 損害の負担等

入金機の利用にあたり、災害、事変その他不可抗力による損害、現金もしくは受付票の取り忘れ、その他当行の責によらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。また、入金機を入金取引以外に利用し、その結果損害が生じても、当行は責任を負いません。

### 6. 解約

この契約は、利用者または当行の都合によりいつでも解約することができます。この場合は、当行が貸与した利用カードはただちに当店へ返却してください。

### 7. 譲渡・転貸などの禁止

入金機を利用する権利は、譲渡、転貸、または質入することはできません。なお、利用カードについても同様とします。

**8. 規定の変更**

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020年4月1日現在)

## 保護預り規定（保護預り証書）

### 1. 保護預り品の範囲

この保護預りでは、次に掲げるものをお預かりします。

- ① 公社債券、株券その他の有価証券
- ② 預金通帳・証書類
- ③ 前各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは保護預りをおことわりすることがあります。

### 2. 契約期間等

この契約の契約期間は契約日の翌年の応当日前日までとし、契約期間満了日までに預け主または当行から解約の申し出をしないかぎり、この契約は期日満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

### 3. 手数料

- (1) この保護預りの手数料は当行所定の料率と計算方法により1年分を契約時に前払でいただきます。
- (2) 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月を1ヵ月としてその月までの手数料を月割計算によりいただきます。

### 4. 保護預り品の預入れまたは引出し

- (1) 保護預り品を預入れるときは、預け主または預け主があらかじめ届出た代理人が当行所定の依頼書に届出の印章により記名押印して保護預り証書とともに提出してください。
- (2) 保護預り品を引出すときは、当行所定の受取書に前項と同様の手続をとってください。当行は、受取書により指定された保護預り品を返還します。

### 5. 届出事項の変更等

- (1) 保護預り証書や印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

### 6. 証書、印章の喪失時の取扱い

保護預り証書または印章を失った場合の保護預り品の受入れ、返還または保護預り証書の再発行は、当行所定の手続後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

### 7. 印鑑照合

依頼書、受取書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて保護預り品の受入れ、返還その他の取扱いをいたしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。

### 8. 損害の負担等

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により保管施設の故障等が発生したため、保護預り品の預入れ、引出しには直ちに応じられない場合であっても、このために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による保護預り品の紛失、滅失、き損等の損害についても当行は責任を負いません。

## 9. 解約等

(1) この契約は、預け主の申し出によりいつでも解約することができます。この場合、当行所定の依頼書に届出の印章により記名押印のうえ、保護預り証書とともに提出し、保護預り品を引取ってください。

なお、保護預り証書または印章を失った場合に解約するときは、このほか第6条に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続をとり保護預り品を引取ってください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 預け主が手数料を支払わないとき。
- ② 預け主について相続の開始があったとき。
- ③ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき。
- ④ 預け主または代理人がこの規定に違反したとき。

(3) 第1項または第2項による保護預り品の引取り手続が3ヶ月以上遅延したときは、当行は保護預り品を別途管理し、もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。これらに要する費用は預け主の負担とします。

(4) 手数料、その他預け主が負担すべき費用が支払われなときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

## 10. 保護預り品の一時引取り等

(1) 保護預り品の保管施設の修繕、または移転その他やむを得ない事由により、当行が保護預り品の一時引取りを求めたときは、直ちにこれに応じてください。

(2) 前項の事由が生じたときは、当行は預け主にあらかじめ通知することにより当行の本支店または当行が相当と認める第三者に保護預り品の保管を委託することができるものとします。

## 11. 緊急措置

法令の定めるところにより保護預り品の開示もしくは引渡しを求められたとき、または店舗の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

## 12. 譲渡、質入れの禁止

この契約による預け主の権利および保護預り証書は譲渡または質入れすることはできません。

## 13. 元利金の取立等

(1) 当行は、お預りした有価証券についてあらかじめ申し出があった場合にのみ、その元利金を取立てます。申し出がないために生じた損害については当行は責任を負いません。

(2) 当行は、お預りした有価証券について、償還公告・提出公告・公示催告・除権判決の公告等についての調査義務を負いません。

## 14. 規定の変更

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020年4月1日現在)

## 保護預り規定（保護預り通帳）

### 1. 保護預り品の範囲

この保護預りでは、次に掲げるものをお預りします。

- ① 公社債券、株券その他の有価証券
- ② 預金通帳・証書類
- ③ 前各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは保護預りをおことわりすることがあります。

### 2. 契約期間等

この契約の契約期間は契約日の翌年の応当日前日までとし、契約期間満了日までに預け主または当行から解約の申し出をしないかぎり、この契約は期日満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

### 3. 手数料

- (1) この保護預りの手数料は当行所定の料率と計算方法により1年分を契約時に前払でいただきます。
- (2) 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月を1ヵ月としてその月までの手数料を月割計算によりいただきます。

### 4. 保護預り品の預入れまたは引出し

- (1) 保護預り品を預入れるときは、預け主または預け主があらかじめ届出た代理人が当行所定の依頼書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。
- (2) 保護預り品を引出すときは、当行所定の受取書に前項と同様の手続をとってください。当行は、受取書により指定された保護預り品を返還します。

### 5. 届出事項の変更等

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

### 6. 通帳、印章の喪失時の取扱い

この通帳または印章を失った場合の保護預り品の受入れ、返還または通帳の再発行は、当行所定の手続後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

### 7. 印鑑照合

依頼書、受取書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて保護預り品の受入れ、返還その他の取扱いをいたしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。

### 8. 損害の負担等

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により保管施設の故障等が発生したため、保護預り品の預入れ、引出しには直ちに応じられない場合であっても、このために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による保護預り品の紛失、滅失、き損等の損害についても当行は責任を負いません。

### 9. 解約等

- (1) この契約は、預け主の申し出によりいつでも解約することができます。この場合、当行所定の依頼書に届出の印章により記名押印のうえ、この通帳とともに提出し、保護預り品を引取ってください。

なお、この通帳または印章を失った場合に解約するときは、このほか第6条に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続をとり保護預り品を引取ってください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 預け主が手数料を支払わないとき。
- ② 預け主について相続の開始があったとき。
- ③ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき。
- ④ 預け主または代理人がこの規定に違反したとき。

(3) 第1項または第2項による保護預り品の引取り手続が3ヵ月以上遅延したときは、当行は保護預り品を別途管理し、もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。これらに要する費用は預け主の負担とします。

(4) 手数料、その他預け主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

#### 10. 保護預り品の一時引取り等

(1) 保護預り品の保管施設の修繕、または移転その他やむを得ない事由により、当行が保護預り品の一時引取りを求めたときは、直ちにこれに応じてください。

(2) 前項の事由が生じたときは、当行は預け主にあらかじめ通知することにより当行の本支店または当行が相当と認める第三者に保護預り品の保管を委託することができるものとします。

#### 11. 緊急措置

法令の定めるところにより保護預り品の開示もしくは引渡しを求められたとき、または店舗の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

#### 12. 譲渡、質入れの禁止

この契約による預け主の権利およびこの通帳は譲渡または質入れすることはできません。

#### 13. 元利金の取立等

(1) 当行は、お預りした有価証券についてあらかじめ申し出があった場合にのみ、その元利金を取立てます。申し出がないために生じた損害については当行は責任を負いません。

(2) 当行は、お預りした有価証券について、償還公告・提出公告・公示催告・除権判決の公告等についての調査義務を負いません。

#### 14. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

(2020年4月1日)

## 外国送金取引規定

## 1. 適用範囲

外国送金依頼書による次の各項に定める外国送金取引については、この規定により取扱います。

- (1) 外国向送金取引
- (2) 国内にある当行の本支店または他の金融機関にある受取人の預金口座への外貨建送金取引
- (3) 外国為替法規上の(非)居住者と非居住者との間における国内にある当行の本支店または他の金融機関にある受取人の預金口座への円貨建送金取引
- (4) その他前各号に準ずる取引

## 2. 定義

この規定における用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 外国向送金取引  
送金依頼人の委託にもとづき、当行が行う次のことをいう。
  - ① 送金依頼人の指定する外国にある当行の支店または他の金融機関にある受取人の預金口座に一定額を入金することを委託するための支払指図を、関係銀行に対して発信すること
  - ② 外国にある受取人に対して一定額の支払いを行うことを委託するための支払指図を、関係銀行に対して発信すること
- (2) 支払指図  
送金依頼人の委託にもとづき、当行が、一定額を受取人の処分可能にすることを委託するために関係銀行に対して発信する指示をいう。
- (3) 支払銀行  
受取人の預金口座への送金資金の入金または受取人に対する送金資金の支払いを行う金融機関をいう。(受取人取引銀行)
- (4) 関係銀行  
支払銀行および送金のために以下のことを行う当行の本支店または他の金融機関をいう。
  - ① 支払指図の仲介
  - ② 銀行間における送金資金の決済

## 3. 送金の依頼

- (1) 送金の依頼は、次により取扱います。
  - ① 送金の依頼は、当行が指定する外国送金店頭受付が可能な店舗において、窓口営業時間内に受け付けます。
  - ② 送金の依頼にあたっては、当行所定の外国送金依頼書を使用し、送金の種類、支払方法、支払銀行名・支店名または住所、受取人名、受取人口座番号および受取人の住所・電話番号、送金金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号、関係銀行手数料の負担者区分など当行所定の事項を正確に記入し、署名または記名押印のうえ、提出してください。
  - ③ 当行は前号により外国送金依頼書に記載された事項を依頼内容とします。
- (2) 送金の依頼を受付けるにあたっては、外国為替関連法規上所定の確認が必要ですので、次の手続きをしてください。
  - ① 外国送金依頼書に、送金目的その他所定の事項を正確に記入してください。
  - ② 所定の公的書類により本人確認済みの送金依頼人の預金口座から送金資金を振替える場合等を除き、当行所定の告知書に必要とされる事項を記入し提出してください。
  - ③ 所定の公的書類により本人確認済みの送金依頼人の預金口座から送金資金を振替える場合等を除き、氏名または名称、住所または所在地、および個人番号または法人番号を確認できる所定の本人確認書類を提示してください。
  - ④ 許可等が必要とされる取引の場合には、その許可等を証明する書面を提示または提出してください。
- (3) 前項のほか、マネー・ローンダリングまたはテロ資金供与防止対策の観点から、当行は送金依頼人に対し、資金を

含む取引の流れや、受取人との関係についての詳細を尋ねるほか、送金原資、送金目的等の取引内容を確認できる書類等の提出を依頼する場合がありますので、すみやかに回答または提出してください。なお、送金依頼人からの回答または提出があった場合でも、当行の判断で送金依頼の受付をお断りする場合があります。

- (4) 送金の依頼にあたっては、送金依頼人は当行に、送金資金の他に、当行所定の送金手数料・関係銀行手数料その他この取引に関連して必要となる手数料・諸費用（以下「送金資金等」といいます。）を支払ってください。なお、小切手その他の証券類による送金資金等の受入れはしません。

#### 4. 送金委託契約の成立と解除等

- (1) 送金委託契約は、当行が送金の依頼を承諾し、送金資金等を受領した時に成立するものとします。
- (2) 前項により送金委託契約が成立したときは、当行は、その契約内容に関して、外国送金計算書等を交付します。なお、この外国送金計算書等は、解除や組戻しの場合など、後日提出していただくことがありますので、大切に保管してください。
- (3) 第1項により送金委託契約が成立した後においても、当行が次の各号の事由の一にでも該当すると認めるときは、当行から送金委託契約の解除ができるものとします。この場合、解除によって生じた損害については当行は責任を負いません。
- ① 取引等の非常停止に該当するなど送金が日本および海外の関係各国の外国為替関連法規に違反するとき、国際連合等の国際的な制裁対象に該当するとき、または直接的もしくは間接的に関与している（またはその可能性がある）とき
  - ② 戦争、内乱、もしくは関係銀行の資産凍結、支払停止などが発生し、またはそのおそれがあるとき
  - ③ 送金が犯罪等の法令違反や不正な行為にかかわるものであるとき、またはそのようなものであることについての合理的な疑いを当行が有したとき
  - ④ 理由の如何にかかわらず、関係銀行において支払指図の仲介または銀行間における送金資金の決済ができないとき
- (4) 前項による解除の場合には、送金依頼人から受取った送金資金等を返却しますので、当行所定の受取書等に、外国送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、第2項に規定する外国送金計算書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認書類を求めることがあります。
- (5) 受取書等に使用された署名または印影を、外国送金依頼書に使用された署名または印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたらうえ、送金資金等を返却したときは、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 5. 支払指図の発信等

- (1) 当行は、送金委託契約が成立したときは、前条第3項により解除した場合を除き、送金の依頼内容にもとづいて、遅延なく関係銀行に対して支払指図を発信します。
- (2) 当行は送金実行のために、日本および海外の関係各国の法令、制度、勸告、慣習、関係銀行所定の手続きまたは外国送金に用いられる伝達手段における要件等に従って、次の各号の情報のいずれか、または全てを支払指図に記載して、関係銀行に伝達します。また、関係銀行からの求めに応じて情報を伝達する場合があります。なお、それらの情報は、関係銀行によってさらに送金受取人に伝達されることがあります。
- ① 外国送金依頼書に記載された情報
  - ② 送金依頼人の口座番号、住所、取扱番号、その他送金依頼人を特定する情報
- (3) 支払指図の伝送手段は、当行が適当と認めるものを利用します。また、関係銀行についても、送金依頼人が特に指定した場合を除き、同様とします。
- (4) 次の各号のいずれかに該当するときには、当行は、送金依頼人が指定した関係銀行を利用せず、当行が適当と認める関係銀行によることができるものとします。この場合、当行は、送金依頼人に対してすみやかに通知します。
- ① 当行が送金依頼人の指示に従うことが不可能と認めるとき
  - ② 送金依頼人の指示に従うことによって、送金依頼人に過大な費用負担または送金に遅延が生じる場合などで、他

に適当な関係銀行があると当行が認めたとき

(5) 前3項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 6. 手数料・諸費用

(1) 送金の受付にあたっては、当行所定の送金手数料・関係銀行手数料その他この取引に関連して必要となる手数料・諸費用をいただきます。なお、このほかに、関係銀行に係る手数料・諸費用を後日いただくこともあります。

(2) 照会、変更、組戻しの受付にあたっては、次の各号に定める当行および関係銀行の所定の手数料・諸費用をいただきます。この場合、前項に規定する手数料等は返却しません。なお、このほかに、関係銀行に係る手数料・諸費用を後日いただくこともあります。

- ① 照会手数料
- ② 変更手数料
- ③ 組戻手数料
- ④ 電信料、郵便料
- ⑤ その他照会、変更、組戻しに関して生じた手数料・諸費用

#### 7. 為替相場

(1) 送金の受付にあたり、送金資金を送金通貨と異なる通貨により受領する場合に適用する為替相場は、先物外国為替取引契約が締結されている場合を除き、当行の計算実行時における所定の為替相場とします。

(2) 第4条第4項、第10条第3項、第12条第1項第3号の規定による送金資金等または返戻金の返却にあたり、当行が送金依頼人にそれらの資金を送金通貨と異なる通貨により返却する場合に適用する為替相場は、先物外国為替取引契約が締結されている場合を除き、当行の計算実行時における所定の為替相場とします。

#### 8. 送金資金等の受領

(1) 送金資金および送金の受付にあたって必要となる当行所定の手数料は、送金依頼人名義の口座から、送金指定日に引落します。

(2) 前項の送金資金等の引落は、送金依頼人が外国送金依頼書に自身の名義の口座を指定し、当該口座の届出印章により押印する方法により行うことができます。なお、送金資金等の引落口座に指定できる預金の種類および数は当行所定のものとします。本項による送金資金等の引落を行う場合、関連する預金規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出または当座小切手の振出は不要とします。

(3) 前項による送金資金等の引落は、送金依頼人が外国送金依頼書に押印した指定口座の印影と当該口座の届出印影を、当行が相当の注意を持って照合し、相違ないと認めて取扱った場合は、これらの書類につき、偽造・変造、盗用または不正使用その他の事故があったとしても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

(4) 第2項による送金資金等の引落が、送金指定日に指定された口座から当行が送金資金等の引落を行う時点で、残高不足や貸越が発生する等の理由によりできなかった場合、当該送金委託契約は成立したことはありません。

#### 9. 受取人に対する支払通貨

送金依頼人が次の各項に定める通貨を送金通貨として送金を依頼した場合には、受取人に対する支払通貨は送金依頼人が指定した通貨と異なる通貨となることもあります。この場合の支払通貨、為替相場および手数料等については、関係各国の法令、慣習および関係銀行所定の手続きにしたがうこととします。

- (1) 支払銀行の所在国の通貨と異なる通貨
- (2) 受取人の預金口座の通貨と異なる通貨

#### 10. 送金内容の照会等

(1) 送金依頼人は、送金依頼後に受取人に送金資金が支払われていない場合など、送金取引について疑義のあるときは、すみやかに取扱店に照会してください。この場合には、当行は、関係銀行に照会するなどの調査をし、その結果を送金依頼人に報告します。なお、照会等の受付にあたっては、当行所定の依頼書の提出を求めることもあります。

(2) 当行が発信した支払指図について、関係銀行から照会があった場合には、送金の依頼内容について送金依頼人に照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回

答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (3) 当行が発信した支払指図について、関係銀行による支払指図の拒絶等により送金ができないことが判明した場合には、当行は送金依頼人にすみやかに通知します。この場合、当行が関係銀行から送金に係る返戻金を受領したときには、直ちに返却しますので、第12条に規定する組戻しの手続きに準じて、当行所定の手続きをしてください。

#### 11. 依頼内容の変更

- (1) 送金委託契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において、次の変更の手続きにより取扱います。ただし、送金金額を変更する場合には、次条に規定する組戻しの手続きにより取扱います。
- ① 変更の依頼にあたっては、当行所定の内容変更依頼書に、外国送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、第4条第2項に規定する外国送金計算書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認書類を求めることがあります。
- ② 当行が変更依頼を受けたときは、当行が適当と認める関係銀行および伝送手段により、内容変更依頼書の内容に従って、変更の指図を発信するなど、遅延なく変更に必要な手続きをとります。
- (2) 前項の依頼内容の変更にあたっての内容変更依頼書の取扱いについては、第4条第5項の規定を準用します。また、前項第2号の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 本条に規定する変更は、関係銀行による変更の拒絶、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等により、その取扱いができない場合があります。変更ができず組戻しを行う場合には、次条に規定する組戻しの手続きをしてください。

#### 12. 組戻し

- (1) 送金委託契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において、次の組戻しの手続きにより取扱います。
- ① 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻し依頼書に、外国送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、第4条第2項に規定する外国送金計算書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認書類を求めることがあります。
- ② 当行が組戻しの依頼を受けたときは、当行が適当と認める関係銀行および伝送手段により、組戻し依頼書の内容に従って、組戻しの指図を発信するなど、遅滞なく組戻しに必要な手続きをとります。
- ③ 組戻しを承諾した関係銀行から当行が送金に係る返戻金を受領した場合には、その返戻金を直ちに返却しますので、当行所定の受領書等に外国送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、提出してください。この場合、当行所定の本人確認書類を求めることがあります。
- (2) 前項の組戻しの依頼にあたっての組戻し依頼書の取扱いおよび返戻金の返却にあたっての受取書等の取扱いについては、第4条第5項の規定を準用します。また、前項第2号の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 本条に規定する組戻しは、関係銀行による組戻しの拒絶、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等により、その取扱いができない場合があります。

#### 13. 通知・照会の連絡先

- (1) 当行がこの取引について送金依頼人に通知・照会をする場合には、外国送金依頼書に記載された住所・電話番号を連絡先とします。
- (2) 前項において、連絡先の記載の不備または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については当行は責任を負いません。

#### 14. 災害等による免責

次の各項に定める損害については、当行は責任を負いません。

- (1) 災害・事変・戦争、輸送途中の事故、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等のやむをえない事由により生じた損害

- (2) 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず発生した、端末機、通信回線、コンピュータ等の障害、またはそれによる電信の字くずれ、誤謬、脱漏等により生じた損害
- (3) 関係銀行が所在国の慣習もしくは関係銀行所定の手続きに従って取扱ったことにより生じた損害、または当行の本支店を除いた関係銀行の責に帰すべき事由により生じた損害
- (4) 受取人名相違等の送金依頼人の責に帰すべき事由により生じた損害
- (5) 送金依頼人から受取人へのメッセージに関して生じた損害
- (6) 送金依頼人と受取人または第三者との間における送金の原因関係に係る損害
- (7) 送金依頼人が送金目的等、法令上必要な情報を正しく記載または告知しなかったことにより生じた損害
- (8) その他当行の責に帰すべき事由以外の事由により生じた損害

#### 15. 譲渡、質入れの禁止

本規定による取引にもとづく送金依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

#### 16. 預金規定の適用

本規定第 8 条の規定によらず、送金資金等を預金口座から振り替えて送金の依頼をする場合およびその他必要な資金・手数料の引落を行う場合の預金の払戻しについては、関係する預金規定により取扱います。

#### 17. マネー・ローンダリングまたはテロ資金供与の防止等

- (1) 支払指図に基づき受取人への支払が行われた後も、マネー・ローンダリングまたはテロ資金供与の防止、経済制裁の確実な履行その他の観点から、送金依頼内容、送金依頼人や送金受取人について関係銀行から照会があった場合、当行は送金依頼人に連絡しますので、すみやかに回答してください。また、回答にあたっては、関連書類の提出をお願いすることがあります。
- (2) 前項の関係銀行からの照会内容によっては、送金依頼人に連絡することなく、当行限りで回答することがあります。
- (3) 前 2 項のほか、日本および海外の関係各国の法令等にしがって、管轄権を有する政府その他関係各国の権限ある公的機関から開示を要求された場合は、当行は送金依頼人に連絡することなく送金依頼人の情報を開示します。
- (4) 前 3 項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 18. 法令、規則等の遵守

- (1) 本規定に定めのない事項については、日本および関係各国の法令、慣習および関係銀行所定の手続きに従うこととします。
- (2) 本規定に優先する法令または法令に基づく命令、規制などがある場合は、本規定にかかわらずそれらが適用されるものとします。

#### 19. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

#### 20. 当行所定事項

本規定における当行の各所定事項は、当行ホームページにて確認ください。

以 上

(2021 年 10 月 18 日現在)

## 投資信託受益権振替決済口座管理約款

### (この約款の趣旨)

第1条 この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当行に開設するに際し、当行とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

### (振替決済口座)

第2条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。

- 2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。
- 3 当行は、お客様が投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

### (振替決済口座の開設)

第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当行所定の「振替決済口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

- 2 当行は、お客様から「振替決済口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
- 3 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

### (共通番号の届出)

第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

### (契約期間等)

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

- 2 この契約は、お客様又は当行からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

### (当行への届出事項)

第5条 「振替決済口座開設申込書」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、共通番号等、法人の場合における代表者の役職名等をもって、お届出の住所、氏名又は名称、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

### (振替の申請)

第6条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

- ① 差押えを受けたもの、その他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
- ② 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るもの、その他機構が定めるもの

- ③ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
  - ④ 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
  - ⑤ 償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
  - ⑥ 販社外振替（振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの
    - イ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）
    - ロ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
    - ハ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
    - ニ 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
    - ホ 償還日
    - ヘ 償還日翌営業日
  - ⑦ 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられないもの
- 2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その7営業日前までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入の上、届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。
- ① 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき投資信託受益権の銘柄及び口数
  - ② お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
  - ③ 振替先口座及びその直近上位機関の名称
  - ④ 振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
  - ⑤ 振替を行う日
- 3 前項第1号の口数は、1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- 5 当行に投資信託受益権の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。

#### （他の口座管理機関への振替）

- 第7条 当行は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合、当行は振替の申し出を受け付けないことがあります。
- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申し込みください。

**(担保の設定)**

第8条 お客様の投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当行が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。

**(抹消申請の委任)**

第9条 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、お客様の請求による解約、償還又は信託の併合が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当行は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

**(償還金、解約金及び収益分配金の代理受領等)**

第10条 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権（差押えを受けたもの、その他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）、解約金及び収益分配金の支払いがあるときは、当行がお客様に代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当行からお客様にお支払いします。

- 2 当行は、第1項の規定にかかわらず、当行所定の様式により、お客様からの申し込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている投資信託受益権（差押えを受けたもの、その他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の収益分配金の全部又は一部を、お客様があらかじめ指定された、当行に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。

**(お客様への連絡事項)**

第11条 当行は、投資信託受益権について、次の事項をお客様にご通知します。

- ① 償還期限（償還期限がある場合に限り。）
- ② 残高照合のための報告
- ③ お客様に対して機構から通知された事項

- 2 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかにお取引店の内部管理責任者に直接ご連絡ください。

- 3 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

**(届出事項の変更手続き)**

第12条 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」、税法及び番号法で定められた身元確認書類をご提示願うこと等があります。

- 2 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

- 3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

**(口座管理料)**

第13条 当行は、この約款で定める投資信託受益権振替決済口座管理について所定の手数料を申し受けることがあります。

**（当行の連帯保証義務）**

第14条 機構又は野村信託銀行株式会社（上位機関）が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限り。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

- ① 投資信託受益権の振替手続きを行った際、機構又は野村信託銀行株式会社（上位機関）において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務
- ② その他、機構又は野村信託銀行株式会社（上位機関）において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

（注）振替法第11条第2項に定める加入者からは適格機関投資家、国、地方公共団体その他の政令（振替法施行令第2条）で定める者が除かれます。

**（機構において取り扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）**

第15条 当行は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当行が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

- 2 当行は、当行における投資信託受益権の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

**（解約等）**

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることがあります。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- ① お客様から解約のお申し出があった場合
- ② お客様が手数料を支払わないとき
- ③ お客様がこの約款に違反したとき
- ④ 当行が定める一定の期間口座残高がない場合
- ⑤ お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当行が解約を申し出たとき
- ⑥ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当行が解約を申し出たとき
- ⑦ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
- ⑧ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

- 2 前項による投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、当行は、解約金等の預り金があるときは、それから遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。

**（解約時の取扱い）**

第17条 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権及び金銭については、当行の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

**（緊急措置）**

第18条 法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

**(免責事項)**

第19条 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 第12条第1項による届出の前に生じた損害
- ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、又は第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 第18条の事由により当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

**(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)**

第20条 振替法の施行に伴い、お客様が有する特例投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、投資信託約款に基づき振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請についてお客様から代理権を付与された投資信託委託会社からの委任に基づき、第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当行が代わって行うこと並びに第3号及び第4号に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- ① 振替法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請
- ② その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（受益証券の提出など）
- ③ 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当行の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- ④ 振替法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること

**(この約款の変更)**

第21条 この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。尚、改訂の内容がお客様の従来の権利を制限する若しくはお客様の新たな義務を課すものであるときは、その改定事項並びにその効力発生時期を店頭表示、インターネット又はその他相当の方法によりご通知します。

以 上

(2020年4月1日現在)

## 金銭の振込先指定方式取扱規定

### 1. 目的

この規定は、お客様の当行における口座内のすべての証券投資信託のお取引により当行がお客様に支払うこととなった金銭（以下「金銭」といいます。）を、お客様のあらかじめ指定する当行の預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）に振込む場合の取り扱いを定め、以ってお客様と当行との受渡精算の円滑化を図ることを目的とするものです。

### 2. 申込方法

お客様は「投資信託振替決済口座設定申込書」に指定預金口座を記載することによってこの取引を申込むものとし、かつ当行が承諾した場合に限りこの方式を採用することが出来ます。

### 3. 指定預金口座の取扱

指定預金口座は原則として当行の投資信託取引口座名義と同一としてください。

### 4. 指定預金口座の確認

- (1) 当行は前条により預金口座の指定があったときは、速やかに「指定預金口座ご確認のお願い」を送付しますから、記載内容を充分ご確認ください。万一記載内容に相違があるときは速やかに当行にお申出ください。
- (2) 上記(1)の「指定預金口座ご確認のお願い」を当行が送付後1週間は振込請求をうけても、指定預金口座への金銭の振込はできないことがあります。

### 5. 指定預金口座の変更

- (1) 指定預金口座を変更されるときは、当行所定の用紙によって届出いただきます。
- (2) 変更申込み後の取扱いは前記に準じて行うものとします。

### 6. 金銭の受渡精算方法の指示

金銭の受渡精算方法については、原則この規定にもとづく振込といたします。

### 7. 受入書類等

前条にもとづき振込を行う場合には、その都度の受領書の受入は不要といたします。

### 8. 振込金額等の確認

当行は原則として、金銭を指定預金口座へ振込んだ場合には、計算書等に振込金額等を記載して送付しますのでその内容をご確認ください。

### 9. 手数料

振込にかかる手数料は当行にてご負担いたします。

### 10. 免責

当行は、次に掲げる損害はその責を負いません。

- ① 当行が金銭を指定預金口座へ振込んだ後に発生した損害
- ② 災害、事変その他の不可抗力により指定預金口座への振込が遅延、または不能となったことにより生じた損害

### 11. この規定の変更

この規定は法令の変更または監督官庁の指示その他その必要が生じた時は改正されることがあります。

### 12. 解除

本取決めはお客様と当行のいずれか一方の申し出により解除することができます。

以上

(2020年4月1日現在)

## 累積投資約款（包括）

## 第1条 定義等

1. 累積投資とは、あらかじめ定められた方法により、お客様（以下「申込者」といいます。）が振替決済口座に記載又は記録された投資信託受益権の収益分配金等の金銭を対価として投資信託受益権を取得することをいいます。
2. 投資信託の累積投資のために、個別に前記1. に定める金銭を分別する口座を「自動けいぞく投資口座」といいます。
3. 本約款に別段の定めがない取扱については、投資信託受益権振替決済口座管理約款および各累積投資コースの投資信託累積投資約款の定めるところにより取り扱います。

## 第2条 包括的累積投資契約の申込

累積投資取引については、当行所定の申込書に必要事項を記入し、届出の印章により署名捺印（または記名押印）のうえ当行に提出することにより包括的な累積投資契約の申込を行ってください。

## 第3条 各累積投資契約の申込

1. 各累積投資コースの第1回目の払込金の払込みをもって各累積投資契約の申込みが行われたものとします。
2. 契約が締結されたとき、当行はただちに各累積投資コースの自動けいぞく投資口座を開設いたします。
3. 上記1. にもとづき、口座を設定した場合には、自動けいぞく投資口座開設のご案内を遅滞なく送付または交付いたします。

## 第4条 保管及び管理

1. この契約により買付けられた投資信託受益権は、投資信託受益権振替決済口座管理約款の定めにしたがい、振替決済口座に記載又は記録します。
2. 当行は、当該保管にかかる投資信託受益権につき、口座管理料を申し受けることがあります。

## 第5条 果実の再投資

累積投資取引に係る投資信託受益権の果実は、申込者に代わって当行が受領し、各累積投資コースの累積投資約款に定められた方法により、その全額をもって買付けます。

## 第6条 返還

1. 当行はこの契約に基づく投資信託について、申込者からその返還を請求されたときは換金のうえ、その代金から手数料、税金および諸費用等を差引いた残額を指定預金口座に入金します。
2. 前項の請求は、当行所定の手続きによってこれを行なうものとします。

## 第7条 解約

1. この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。
  - (1) 申込者から解約の申し出があったとき
  - (2) 当行が、累積投資業務を営むことができなくなったとき
  - (3) この契約にかかる投資信託が償還されたとき
  - (4) やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
2. この契約が解約されたとき、当行は遅滞なく保管中の投資信託を第6条に準じて当行において、換金の上、指定口座に入金いたします。

## 第8条 申込事項等の変更

1. 改名、転居及び届出印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は所定の手続きにより、遅滞なく当行に届出いただきます。
2. 前項のお届出があったとき、当行は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他当行が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

第9条 その他

1. 当行はこの契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
2. 当行は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
  - (1) 届出印の押捺された所定の受領書と引き換えに、この契約に基づく投資信託の代金の金銭を返還した場合。
  - (2) 印影が届出印と相違するためにこの契約に基づく投資信託の代金の金銭を返還しなかった場合。
  - (3) 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく投資信託の買付けもしくは投資信託の代金の金銭の返還が遅延した場合。
3. この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改定されることがあります。

以上

(2020年4月1日現在)

## 特定口座約款

(特定口座に係る上場株式等保管委託約款 兼 特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款)

## (約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様（個人のお客様に限ります。以下「申込者」といいます。）が特定口座内上場株式等（租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定されるものをいいます。以下同じ。）の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために株式会社西日本シティ銀行（以下、「当行」といいます。）において設定する特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定する特定口座をいいます。）における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託等」といいます）について、同条第3項第2号に規定される要件及び当行との権利義務関係を明確にするために定めるものです。

- 2 申込者と当行の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、諸法令およびこの約款に定めがある場合を除き、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」、「保護預り規定兼振替決済口座管理規定」、「一般債振替口座管理規定」等の定めるところによるものとします。

## (特定口座開設届出書等の提出)

第2条 申込者が当行に特定口座の設定を申込むにあたっては、あらかじめ、当行に対し特定口座開設届出書をご提出いただくものとします。その際、申込者は住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他租税特別措置法その他関係法令で定められた一定の書類をご提示頂き、ご氏名、生年月日およびご住所の確認を受けて頂きます。

- 2 申込者は、法令に定める場合を除き当行に特定口座を複数開設することはできません。
- 3 申込者が特定口座内保管上場株式等の譲渡等による所得について源泉徴収を選択される場合には、その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の時まで、当行に対し、特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただくものとします。また、特定口座源泉徴収選択届出書につきましては、申込者から源泉徴収の選択を選択しない旨のお申し出のない限り、引き続き有効なものとしてお取扱いたします。なお、特定口座内保管上場株式等の譲渡等が行われた特定口座について、同一年内に源泉徴収選択の変更はできません。
- 4 特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただいた申込者が源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書をご提出いただくものとします。
- 5 申込者が源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対し源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書をご提出いただくものとします。
- 6 申込者が当行に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式等配当勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該申込者は、同一年内に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申出を行うことはできません。

## (特定保管勘定における保管の委託等)

第3条 上場株式等の保管の委託等は、当該保管に委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定（特定口座に保管の委託がされる上場株式等につき、当該保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区別して行うための勘定をいいます。）において行います。

## (特定口座を通じた取引)

第4条 特定口座を開設された申込者が当行との間で行う上場株式等の取引に関しては、申込者から特にお申し出がない限り、上場株式等のうち特定口座に入れることができない上場株式等および当行が定める取引を除き、すべて特定口座を通じて行うものとします。

**(譲渡の方法)**

第5条 特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等を譲渡する場合には、当行への売委託による方法、当行に対してする方法により行うものとします。

**(特定上場株式配当等勘定における処理)**

第6条 源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定）において処理いたします。

**(所得金額等の計算)**

第7条 当行は、特定口座内保管上場株式等の譲渡等による所得金額等の計算および源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算を、租税特別措置法その他関係法令の定めに基づき行います。

**(特定口座に受入れる上場株式等の範囲等)**

第8条 当行は、申込者の特定保管勘定において受入れる上場株式等の範囲を、次に上場株式等（租税特別措置法第29条の2 第1項の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）に限定します。

- 1 申込者が第2条第1項に定めのある特定口座開設届出書の提出後に、当行への買付けの委託により取得をした上場株式等又は当行から取得した上場株式等で、その取得後直ちに申込者の特定口座に受入れる上場株式等
- 2 当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限りま
- 3 申込者が贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ）により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者の当行又は他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により申込者の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等
- 4 特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益権の分割又は併合により取得する上場株式等で当該分割又は併合に係る当該上場株式等の特定口座の受入れを、振替口座簿に記載若しくは記録をし、又は保管の委託等をする方法により行われるもの
- 5 特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信託の併合（当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益権のみが交付されるもの（投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを含みます。）に限りま
- 6 前各号のほか租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項に基づき定められる上場株式等

**(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)**

第9条 当行は、申込者の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、当行が支払の取扱いをする上場株式等の配当等のうち、法令の定めにより当行により所得税が徴収されるべきもののみを受け入れます。

- 2 当行が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当をその支払をする者から受取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

**(特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知)**

第10条 特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合には、当行は、申込者に対し、法令の定めるところにより計算した金額、取得の日および当該取得日に係る数量等を書面により通知いたします。

**(源泉徴収)**

第11条 当行は、申込者が特定口座源泉徴収選択届出書を提出したときは、租税特別措置法その他関係法令の規定に基づき、源泉徴収を行います。なお、源泉徴収税は、申込者があらかじめ指定した投資信託取引における指定預金口座から自動振替します。

**(還付)**

第12条 当行は、租税特別措置法その他関係法令の規定に基づき、第11条により源泉徴収した税金について還付を行う場合、還付金は申込者があらかじめ指定した投資信託取引における指定預金口座へ入金します。

- 2 当行は、申込者が源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出している場合、譲渡損失と上場株式配当等との損益通算を行った結果、源泉徴収した税金について還付を行う場合、還付金は申込者があらかじめ指定した投資信託取引における指定預金口座へ当行が定める日に入金します。

**(上場株式等の移管)**

第13条 当行は、他の金融機関の特定口座から当行の特定口座への上場株式等の移管、および当行の特定口座から他の金融機関の特定口座への公募非上場株式投資信託の受益権の移管については当行が認める場合のみお取り扱いいたします。

**(贈与、相続または遺贈による特定口座への受入れ)**

第14条 当行は、第8条第3号に規定する上場株式等の移管による受入れについては、関係法令等に従って当行所定の方法により行います。

**(年間取引報告書の送付)**

第15条 当行は、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までに、申込者に交付します。

- 2 特定口座の廃止により本契約が解約されたときは、当行は、特定口座年間取引報告書をその解約日の属する月の翌月末日までに申込者に交付いたします。
- 3 当行は、特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通は申込者へ交付し、1通を所轄の税務署長に提出します。
- 4 前三項にかかわらず、申込者の特定口座において上場株式等の譲渡または配当等の受入れが行われなかった年の特定口座年間取引報告書については、申込者からの請求がある場合のみ交付するものとします。

**(特定口座の廃止)**

第16条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約され、当該解約に伴い申込者の特定口座は廃止されるものとします。

- ① 申込者が当行に対して特定口座廃止届出書を提出したとき
- ② 申込者が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合で特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- ③ 特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続が完了したとき
- ④ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

**(届出事項の変更)**

第17条 第2条(特定口座開設届出書等の提出)に基づく特定口座開設届出書の提出後に、申込者の氏名、住所など当該特定口座開設届出書の記載事項に変更があったときは、申込者は速やかにその旨を記載した特定口座異動届出書を当行にご提出いただくこととします。その際、申込者は第2条に定める方法によりご氏名、生年月日およびご住所の確認を受けて頂きます。

**(特定口座に係る事務)**

第18条 特定口座に関する事項の細目については、関係法令およびこの約款に規定する範囲で、当行が定めるものとします。

**(免責事項)**

第19条 当行の責に帰すべきでない事由により、特定口座に係る税制上の取り扱い、この約款の変更等に関し申込者に生じた損害については、当行はその責を負わないものとします。

(約款の変更)

第20条 この約款は法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行なう旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

(合意管轄)

第21条 申込者と当行との間のこの約款に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

附則

- 3 当行は令和2年4月1日をもってこの約款を制定し、ホームページの掲示をもって公告とします。
- 4 この約款は令和2年4月1日から適用されるものとします。

以 上

(2020年4月1日現在)

# 非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款

2021年4月  
株式会社西日本シティ銀行

## 第1条 (約款の趣旨)

この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、株式会社西日本シティ銀行（以下、「当行」といいます。）に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号、第4号及び第6号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするために定めるものです。

2 お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や管理義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、投資信託受益権振替決済口座管理約款その他当行が定める契約条項及び、租税特別措置法その他の法令によります。

## 第2条 (非課税口座開設届出書等の提出)

お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の9月30日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当行以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当行に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」及び「非課税口座廃止届出書」若しくは「勘定廃止届出書」、既に当行に非課税口座を開設している場合に当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止届出書」又は「勘定廃止届出書」）を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の15の3第24項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

ただし、「非課税口座廃止届出書」又は「勘定廃止届出書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下、「再開設年」といいます。）又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定を再設定しようとする年（以下、「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止届出書」が提出される場合において、当該廃止届出書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止届出書を受領することができません。

2 非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止届出書」又は「勘定廃止届出書」が添付されている場合を除き、当行及び他の証券会社若しくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。

3 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第16項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出いただくものとします。

4 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するときは、当行はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止届出書」を交付します。

- 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられていたとき
- 2月10日1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられることになっていたとき
- 5 お客様が当行の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定又は累積投資勘定を他の証券会社若しくは金融機関に開設しようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下、「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受領することができません。
- 6 当行は、当該変更届出書を受領したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定又は累積投資勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定又は累積投資勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止届出書」を交付します。

## 第3条 (非課税管理勘定の設定)

非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等）をいいます。以下同じ。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。

2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止届出書」又は「勘定廃止届出書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

## 第3条の2 (累積投資勘定の設定)

非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2042年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。以下この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。

2 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止届出書」又は「勘定廃止届出書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

## 第4条 (非課税管理勘定及び累積投資勘定における処理)

非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。

2 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。

## 第5条 (非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

当行は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされているものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に適用をした上場株式等で①、②に掲げるもの及び租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。

① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円（第2号により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等又は当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限りま）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

ロ 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された未成年者口座（租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座）をいいます。以下同じ。）に設けられた未成年者非課税管理勘定（同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じ。）をいいます。以下この条において同じ。）から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（第2号に掲げるものを除きます。）

② 租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等

③ 租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

## 第5条の2 (累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

当行は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合は、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの

② 租税特別措置法施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等

2 累積投資勘定における公募株式投資信託の取引については、販売及び解約に係る手数料、並びに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいたしません。累積投資勘定における上場株式投資信託の取引については、買付及び売却に係る手数料の受益権の対価に対する割合の上限は1.25%以下、最低取引単位（1口又は共有持分の割合である場合は1単位）は1,000円以下とし、取引口座の管理、維持に係る口座管理料はいたしません。

## 第6条 (譲渡の方法)

非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当行への売委託又は解約、償還による方法、当行に対して譲渡する方法、租税特別措置法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡の方法、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

2 累積投資勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当行への売委託又は解約、償還による方法、当行に対して譲渡する方法並びに租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

## 第7条 (非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第5条第1号口及び第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

## 第8条 (非課税管理勘定終了時の取扱い)

本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から

同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします（第2条第6項又は租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。）。

- 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合にに応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。
  - お客様から非課税管理勘定の終了する年の当行が別に定める期間までに当行に対して第5条第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管
  - お客様から非課税管理勘定の終了する年の当行が別に定める期間までに当行に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管
  - 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

### 第8条の2（累積投資勘定終了時の取扱い）

本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします（第2条第6項又は租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した累積投資勘定を除きます。）。

- 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合にに応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。
  - お客様から累積投資勘定の終了する年の当行が別に定める期間までに当行に対して租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管
  - 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

### 第9条（累積投資勘定を設定した場合の所在地確認）

当行は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「(非課税口座) 開設届出書」（「(非課税口座) 開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「(非課税口座) 異動届出書」の提出があった場合には、当該「(非課税口座) 異動届出書」をいいます。）に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「(非課税口座) 異動届出書」の提出を受けた場合及び「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

- 当行がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は特定署名用電子証明書等に記載又は記録された当該基準経過日における氏名及び住所
- 当行からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当行に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名及び住所

- 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合（前項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「(非課税口座) 異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

### 第10条（非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き）

お客様が、当行に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当行に対して「(非課税口座) 異動届出書」を提出していただく必要があります。

- お客様が、当行に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当行が別に定める期限までに、当行に対して「(非課税口座) 異動届出書」をご提出いただく必要があります。
- 2024年1月1日以後、お客様が当行に開設した非課税口座（当該口座に2023年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限りです。）に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当行に対して「(非課税口座) 異動届出書」を提出していただく必要があります。

### 第11条（非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い）

お客様が当行に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当行において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。なお、既に特定口座開設済のお客様については、特定口座への移管を速やかに行うこととします。

### 第11条の2（非課税口座の開設について）

当行がお客様から「(非課税口座) 開設届出書」の提出を受けた場合、当行は、当該届出書の提出を受けた日に非課税管理勘定又は累積投資勘定を非課税口座に設定いたしますが、当行においては、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。

### 第12条（手数料）

将来、法令・諸規則の変更等が行われること又は当局等の動向等を反映して、業務その他に影響が生じたことにより、手数料をいただくことがあります。

### 第13条（非課税口座取引である旨の明示）

お客様が受入期間内に、当行への買付けの委託により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等又は当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客様から特にお申出がない場合は、特定口座又は一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限りです。）。

- お客様が非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときは、その旨の明示を行っていただく必要があります。
- なお、お客様から、当行の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したもから譲渡することとさせていただきます。

### 第14条（契約の解除）

次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- お客様から租税特別措置法第37条の14第16項に定める「(非課税口座) 廃止届出書」の提出があったとき

- 租税特別措置法第37条の14第22項第1号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第24項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「(非課税口座) 廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5年を経過する日の属する年の12月31日）
- 租税特別措置法第37条の14第22項第2号に定める「(出国届出書)」の提出があったとき
- お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した場合を除きます。）に、租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「(非課税口座) 廃止届出書」の提出があったものとみなされたとき
- お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「(非課税口座) 開設者死亡届出書」の提出があったとき

### 第15条（免責事項）

当行の責に帰すべきでない事由により、非課税口座に係る税制上の取り扱い、この約款の変更等に関しお客様に生じた損害については、当行はその責を負わないものとします。

### 第16条（合意管轄）

この約款に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

### 第17条（約款の変更）

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

### 附則

- 当行は、2021年4月1日をもってこの約款を制定し、ホームページへの掲載をもって公告とします。
- この約款は、2021年4月1日より施行されるものとします。

以上

株式会社西日本シティ銀行

2021.04

## 投資信託定時定額購入契約規定

## 1. 規定の趣旨

この規定は、お客様（以下、申込者といいます。）と、株式会社西日本シティ銀行（以下、当行といいます。）との証券投資信託（以下、投資信託といいます。）を一定金額で定期的に購入する取引（以下、本取引といいます。）にかかる手続等についての規定です。

申込者は、本取引の内容を十分に理解し、申込者の判断と責任において本取引を利用するものとします。

## 2. 買付銘柄の選定

（1）本取引によって買付できる投資信託は、当行が選定する銘柄（以下、選定銘柄といいます。）とします。

（2）申込者は、選定銘柄の中から1以上の銘柄を指定し、購入の申込を行うものとします。（指定された銘柄を、以下購入銘柄といいます。）

## 3. 申込方法

（1）申込者は、当行所定の申込書の必要事項を記入のうえ、署名およびお届け印を捺印し、これを当行の取扱店に提出し、当行が承諾した場合に限り、本取引を開始できます。

（2）申込にあたり、申込者は累積投資約款（包括）に規定する「自動けいぞく投資口座」を開設するものとします。ただし、既に開設済であるときはこの限りではありません。

## 4. 購入代金の支払方法

（1）購入代金は、毎月1銘柄につき1回あたりあらかじめ申込者が申し出た一定額の金額（以下、購入金額といいます。）

を、申込者が2以上の銘柄を購入銘柄としている場合においてはその購入金額の合計をあらかじめ指定された預金口座（以下、指定預金口座といいます。）より口座振替（以下、自動引落といいます。）にて引落しさせていただきます。なお、自動引落については、当座貸越は、行わないものとします。

（2）購入金額は、1,000円以上1,000円単位とします。

（3）購入代金には、購入にかかる手数料・消費税を含むものとします。

## 5. 購入の方法およびその時期

（1）当行は、申込者の購入金額で、当該購入銘柄の累積投資約款の定めに従って購入の手続を行います。

（2）購入申込日とは、本取引において、購入の申込を行う日を言います。

（3）申込者は、購入申込日の前々営業日までに入金することとし、当行は、前営業日に自動引落を行い、引落確認後、購入申込日に購入を行います。なお、購入申込日が以下の場合、次のように取扱います。

① 購入申込日が休日の場合、翌営業日を購入申込日とします。

② 購入申込日が29日、30日、31日の場合、その月に左記の日が存在しない場合は、月末日を購入申込日とします。

（4）自動引落時に引落指定預金口座の最終残高が購入金額に満たない時は、購入はしないものとします。

（5）購入価額は、購入銘柄の累積投資約款の定める価額とします。

（6）（3）にかかわらず、購入銘柄の委託者が購入の申込の受付を中止又は取り消した場合は、翌営業日以降最初に購入が可能になった日に購入を行います。

（7）2以上の購入銘柄を指定している場合で、引落金額に一部未充足がある場合は、購入する銘柄は、当行の任意とさせていただきます。

## 6. 申込内容の変更

申込者は所定の手続によって当行に申し出ることにより、購入の休止および申込内容の変更を行うことができます。ただし、手続は購入申込日の5営業日前までになされたものとします。

## 7. 返還および果実の再投資

返還および果実の再投資は、それぞれの購入銘柄の累積投資約款に基づき行うものとします。

## 8. 取引および残高の通知

当行は、購入した指定銘柄の購入内容を「取引残高報告書」等に記載して申込者にご送付いたします。

## 9. 選定銘柄の除外

選定銘柄が以下の各号に該当した場合、当行は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、申込者に遅滞なく通知するものとします。

- (1) 当該選定銘柄が償還されることとなった場合もしくは償還となった場合。
- (2) その他当行が必要と認める場合。

## 10. 解約

本取引は、次の番号のいずれかに該当したとき解約されるものとします。

- (1) 申込者が当行所定の手続きにより、本取引終了希望日の5営業日前までに本取引の解約を申し出た場合。  
なお、お預り受益権は別に定める累積投資約款に基づき引き続き当行で管理いたします。
- (2) 申込者が購入銘柄の累積投資契約を解約された場合。
- (3) 当行が本取引を営むことができなくなった場合。
- (4) 当行が本取引の解約を申し出た場合。

## 11. その他

- (1) 8において申込者に対し当行よりなされた本取引に関する諸通知が、転居、不在その他申込者の責に帰すべき事由により延着し、また到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したのものとして取扱うことができるものとします。
- (2) この規定は法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときは改訂されるものとします。
- (3) 本規定に定めのないときは、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」「金銭の振込先指定方式取扱規定」「累積投資約款」等の各規定・約款に従うものとします。

## 累積投資約款（包括）

### 第1条 定義等

1. 累積投資とは、あらかじめ定められた方法により、お客様（以下「申込者」といいます。）が振替決済口座に記載又は記録された投資信託受益権の収益分配金等の金銭を対価として投資信託受益権を取得することをいいます。
2. 投資信託の累積投資のために、個別に前記1. に定める金銭を分別する口座を「自動けいぞく投資口座」といいます。
3. 本約款に別段の定めがない取扱については、投資信託受益権振替決済口座管理約款および各累積投資コースの投資信託累積投資約款の定めるところにより取り扱います。

### 第2条 包括的累積投資契約の申込

累積投資取引については、当行所定の申込書に必要事項を記入し、届出の印章により署名捺印（または記名押印）のうえ当行に提出することにより包括的な累積投資契約の申込を行ってください。

### 第3条 各累積投資契約の申込

1. 各累積投資コースの第1回目の払込金の払込みをもって各累積投資契約の申込みが行われたものとします。
2. 契約が締結されたとき、当行はただちに各累積投資コースの自動けいぞく投資口座を開設いたします。
3. 上記1. にもとづき、口座を設定した場合には、自動けいぞく投資口座開設のご案内を遅滞なく送付または交付いたします。

#### 第4条 保管及び管理

1. この契約により買付けられた投資信託受益権は、投資信託受益権振替決済口座管理約款の定めにしたがい、振替決済口座に記載又は記録します。
2. 当行は、当該保管にかかる投資信託受益権につき、口座管理料を申し受けることがあります。

#### 第5条 果実の再投資

累積投資取引に係る投資信託受益権の果実は、申込者に代わって当行が受領し、各累積投資コースの累積投資約款に定められた方法により、その全額をもって買付けます。

#### 第6条 返還

1. 当行はこの契約に基づく投資信託について、申込者からその返還を請求されたときは換金のうえ、その代金から手数料、税金および諸費用等を差引いた残額を指定預金口座に入金します。
2. 前項の請求は、当行所定の手続きによってこれを行うものとします。

#### 第7条 解約

1. この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。
  - (1) 申込者から解約の申し出があったとき
  - (2) 当行が、累積投資業務を営むことができなくなったとき
  - (3) この契約にかかる投資信託が償還されたとき
  - (4) やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
2. この契約が解約されたとき、当行は遅滞なく保管中の投資信託を第6条に準じて当行において、換金の上、指定口座に入金いたします。

#### 第8条 申込事項等の変更

1. 改名、転居及び届出印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は所定の手続きにより、遅滞なく当行に届出いただきます。
2. 前項のお届出があったとき、当行は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他当行が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

#### 第9条 その他

1. 当行はこの契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
2. 当行は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
  - (1) 届出印の押捺された所定の受領書と引き換えに、この契約に基づく投資信託の代金の金銭を返還した場合。
  - (2) 印影が届出印と相違するためにこの契約に基づく投資信託の代金の金銭を返還しなかった場合。
  - (3) 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく投資信託の買付けもしくは投資信託の代金の金銭の返還が遅延した場合。
3. この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改定されることがあります。

以 上

(2020年4月1日現在)

## 投資信託取引報告書等の電子交付サービスご利用規定

### 第1条（規定の趣旨）

この規定は、お客様への書面の交付に代えて、当行が当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織(当行または当行が契約しているデータセンター等の使用に係る電子計算機と、お客様またはお客様が契約しているデータセンター等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。以下同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」といいます。)により提供する場合の方法等を定めるとともに、この場合のお客様と当行との間の権利義務関係を明確にすることを目的とします。

### 第2条（本サービスの内容）

当行は、お客様に対し電磁的方法により取引にかかる書面を交付すること（「<NCB>電子交付サービス」、以下「本サービス」といいます。）ができます。

### 第3条（法令等の遵守）

本サービスの利用にあたっては、当行およびお客様は日本国内の法令、諸規則ならびにこの規定等を遵守するものとします。なお、法令、諸規則の変更、監督官庁の指示、その他当行が必要と認めた場合には、当行はこの規定を変更することがあり、本サービスは変更後の規定に従うこととします。

2. この規定に定めのない事項については、「NCBダイレクトご利用規定」により取扱います。

### 第4条（書面の種類）

当行が、本サービスにより交付できる、第2条の書面の種類は、金融商品取引法、投資信託および投資法人に関する法律等に定められている交付書類のうち、目論見書及びこれと一体となる補完書面とします。

### 第5条（本サービスの方法）

当行が行う本サービスは、「NCBダイレクト」のホームページ（以下「当該ホームページ」といいます。）において、お客様の閲覧に供する方法（「金融商品取引業者等に関する内閣府例」第56条第1項第1号ニの方法）により行います。

2. 本サービスの提供にあたっては、当行は次のとおり取扱うものとします。

（1） 当行は、お客様が電子情報処理組織を使用して交付される目論見書等の記載事項（以下「電子書面」といいます。）を紙媒体に出力できるように、当該ホームページ上で閲覧に供します。

（2） 電子書面は Adobe Reader 6.0 以上により閲覧できる PDF ファイルとします。

(3) 本規定に変更が生じる場合は、当該ホームページ上であらかじめ通知します。

(4) OS等に変更が生じる場合は、当該ホームページ上であらかじめ通知します。

(5) 当行はお客様に対し、電子書面が当該ホームページ上に記録される旨、または記録された旨の通知を行うものとします。

(6) 当行は、お客様が電子書面を閲覧するために必要な情報（リンク先等）を当該ホームページ上に記録するものとします。

(7) 当行は以下の場合を除き、当該信託契約期間の終了日またはお客様が当該投資信託を解約した日より5年間、当該ホームページ上に電子書面を閲覧に供するものとします。

A. 当行が当該電子書面について、紙媒体による目論見書等の交付を行った場合

B. 当行がお客様より他の電磁的方法等(電子メールを利用する方法、ホームページからダウンロードする方法もしくは目論見書等を記録したフロッピーディスクまたはCD-ROM等を交付する方法等)による交付の承諾を得たうえ、当該他の電磁的方法等により当該電子書面の交付を行った場合

(8) 当行は当該ホームページにおいて閲覧に供される電子書面について、前号に定める期間、お客様が閲覧可能な状況を維持するものとします。

#### **第6条（本サービスの利用の申込み）**

お客様は、当行所定の方法により本サービスの利用を申込みものとします。

2. お客様は、当行から行う本サービスを包括的に申込みものとします。

#### **第7条（本サービスの提供条件）**

当行は、以下の条件のもとに、お客様に対し本サービスを提供するものとします。

(1) お客様は当行において既に「投資信託受益権振替口座管理約款」に基づく投資信託振替決済口座をご利用いただいていること。

(2) お客様は「NCBダイレクト」で投資信託サービスをご利用いただいていること。

(3) お客様は常にインターネットを利用できること。

(4) 電子書面が、お客様の使用する電子計算機に備えられたファイルに記録され、お客様は、この記録を出力して、紙媒体により当該書面を作成できること（具体的には、プリンター等を保有されていること）。

(5) お客様は、電子書面を閲覧するために必要なPDFファイルの閲覧用ソフトウェアをご用意いただいていること。なお、当該ソフトウェア形式はAdobe Readerの最新のバージョンをご用意いただくものとします。

(6) お客様は、本サービスを利用するために必要なOS等をお客様の電子計算機にご用意いただくこと。

(7) お客様は、本サービスを利用する場合、必ず電子書面の内容を熟読のうえ、記載事項を確認し理解すること。

#### 第8条（お客様の承諾事項）

当行は、本サービスの提供にあたり、次に掲げる事項について、お客様に承諾をいただきます。

(1) 第5条第1項に定める本サービスの方法

(2) 第5条第2項第2号に定める電子書面の記録方式

2. 当行は、目論見書等の種類または商品毎に、本サービスの提供が開始される旨を当該ホームページ上にて通知致しますが、その開始以前は紙媒体による目論見書等の交付を行うことについて、お客様に承諾をいただきます。

3. 当行はお客様にあらかじめ通知のうえ、当行または当行が契約しているデータセンター等が、定期または不定期に行うメンテナンスのために本サービスを中断する可能性があることについて、お客様に承諾をいただきます。

#### 第9条（解約）

当行は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスを解約するものとします。

(1) お客様が、当行所定の方法により、本サービスの解約を申し出られ、当行がこれを確認した場合。

(2) お客様が、第3条に定める法令等に違反した場合。

(3) お客様の「投資信託受益権振替決済口座約款」に基づく投資信託振替決済口座の契約が解約された場合。

(4) お客様が第5条第2項第3号に定める本規定の変更に関する通知を受け、当該変更に同意されない場合。

(5) お客様が第5条第2項第4号に定めるOS等の変更に関する通知を受け、その変更後にお客様の電子計算機において当該OS等が備わっていない場合。

(6) 当行の判断により、当行の全てのお客様に対し、本サービスの提供を終了した場合。

2. お客様が「NCBダイレクト」の投資信託サービス利用を解約した場合は、本サービスについても同時に解約していただくものとします。

#### 第10条（免責事項）

次に掲げる事項により生じた損害については、当行はその責任を負いません。

(1) 当行が、第4条に掲げる目論見書等の種類または商品によっては、本サービスの対象としない場合があること。

(2) 第8条第3項のメンテナンスのために、本サービスが一時的にご利用になれない場合があること。

(3) 第9条の定める本サービスの解約。

(4) 当行に重大な過失がある場合を除き、本サービスの提供の全てもしくは一部が著しく困難となった場合、電子書面の交付に代えて紙媒体により目論見書等を交付すること。

(5) 当行に重大な過失がある場合を除き、通信回線、通信機器、コンピューター等の障害による本サービスの伝達遅延、不能等、または受領した情報の誤謬、省略。

#### **第11条（合意管轄）**

本サービスに関し、お客様と当行の間で訴訟もしくは調停の必要が生じた場合、当行は、当行本店の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を指定することができるものとします。

以上

(平成19年9月1日現在)

## 保護預り規定兼振替決済口座管理規定

## (この規定の趣旨)

第1条 この規定は、お客様から当行が次に掲げる証券（以下「国債証券等」といいます。）をお預りし、又はお客様が社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において取り扱う国債（以下「振替国債」といいます。）に係る口座を当行に開設するに際し、当行とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

- ① 国債証券
- ② 地方債証券
- ③ 政府保証債券

2 当行は、前項にかかわらず、相当の理由があるときは国債証券等のお預り、又は振替国債に係る口座の開設および振替による受入れをお断りすることがあります。

3 この規定に従ってお預りした国債証券等を以下「保護預り証券」といい、保護預り証券と振替国債とをあわせて以下「振替債等」といいます。

## (保護預り証券の保管方法及び保管場所)

第2条 当行は、保護預り証券について金融商品取引法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

- ① 保護預り証券は、当行所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客様の同銘柄の証券と区別することなく混合して保管（以下「混合保管」といいます。）できるものとします。
- ② 前号による混合保管は大券をもって行うことがあります。

## (混合保管に関する同意事項)

第3条 前条の規定により混合保管する国債証券等については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

- ① 保護預り証券の数又は額に応じて、同銘柄の国債証券等に対して、共有権又は準共有権を取得すること。
- ② 新たに国債証券等をお預りするとき又は保護預り証券を返還するときは、当該証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと。

## (振替決済口座)

第4条 振替国債に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）は、振替法に基づく口座管理機関として、当行が備え置く振替口座簿において開設します。

2 振替決済口座には、日本銀行が定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替国債の記載又は記録をする内訳区分と、それ以外の振替国債の記載又は記録をする内訳区分とを別に設けて開設します。

3 当行は、お客様が振替国債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

## (保護預り口座又は振替決済口座の開設)

第5条 国債証券等については当行に対して保護預り口座を開設した場合に限り保護預りを、振替国債については振替決済口座を開設した場合に限りその管理を受け付けることとし、当該口座開設の際は当行所定の「保護預り口座設定申込書兼振替決済口座設定申込書」をご提出ください。

2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当行にお届けいただきます。その際、番号法その他の関連規定に従い本人確認を行わせていただきます。

- 3 当行は、お客様から「保護預り口座設定申込書兼振替決済口座設定申込書」による口座開設の申し込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく口座を開設し、お客様にその旨を通知いたします。
- 4 「保護預り口座設定申込書兼振替決済口座設定申込書」に押印された印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名、共通番号等をもって、届出の印鑑、住所、氏名又は名称、生年月日、共通番号等とします。
- 5 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令並びに日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則に従って取り扱います。

#### (契約期間等)

第6条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する12月末日までとします。

- 2 この契約は、お客様又は当行から申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

#### (手数料)

第7条 この規定に基づく口座の設定に伴う手数料（以下「手数料」といいます。）は、別に定めるところによる料率と計算方法により1年分を後払いするものとし、毎年1月の当行所定の日に、お客様が指定した預金口座（以下「指定口座」といいます。）から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書又は小切手によらず払戻しのうえ充当するものとします。

なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割で計算します。

- 2 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- 3 契約期間中に口座の解約があった場合又は償還や振替により振替債等の残高がなくなった場合は、解約日又は残高がなくなった日の属する月を1か月として、その月までの手数料を月割計算により支払ってください。
- 4 当行は、指定口座に手数料に相当する金額がない場合は、第16条により当行が受け取る振替債等の償還金（第15条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）、利子又は買取り代金等（以下「償還金等」といいます。）から手数料に充当することができるものとします。

#### (預入れ及び返還)

第8条 保護預りの国債証券等を預け入れるときは、お客様又はお客様があらかじめ届け出た代理人（以下「お客様等」といいます。）が当行所定の依頼書に届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。

- 2 保護預り証券の全部又は一部の返還をご請求になるときは、その5営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、返還の際に前項に準じた手続きにより、保護預り証券をお引き取りください。
- 3 利子支払期日の7営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、国債証券等の預入れ及び保護預り証券の返還をすることはできません。
- 4 保護預り証券は、お客様等がお引き取りになるまでは、この規定により当行が預りしているものとします。

#### (振替の申請)

第9条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

- ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
  - ② 法令の規定により禁上された譲渡又は質入れに係るものその他日本銀行が定めるもの
- 2 前項に基づき、お客様が振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。
    - ① 減額及び増額の記載又は記録がされるべき振込国債の銘柄及び金額
    - ② お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
    - ③ 振替先口座

- ④ 振替先口座において、増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分
- 3 前項第1号の金額は、その振込国債の最低額面金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- 5 振込国債の全部又は一部を振替えるときは、その7営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、お客様等が当行所定の依頼書に届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。
- 6 当行に振込国債の買取りを請求される場合、前項の手続きをまたずに振込国債の振替の申請があったものとして取り扱います。

#### （他の口座管理機関への振替）

第10条 当行は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。

- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替口座依頼書によりお申し込みください。

#### （担保の設定）

第11条 お客様の振込国債について、担保を設定される場合は、日本銀行が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。

#### （分離適格振込国債に係る元利分離申請）

第12条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離適格振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、元利分離の申請をすることができます。

差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの

- 2 前項に基づき、お客様が元利分離の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただくかなければなりません。
  - ① 減額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額
  - ② お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別
- 3 前項第1号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

#### （分離元本振込国債等の元利統合申請）

第13条 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離元本振込国債及び分離利息振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、元利統合の申請をすることができます。

差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの

- 2 前項に基づき、お客様が元利統合の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただくかなければなりません。
  - ① 増額の記載又は記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄及び金額
  - ② お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別
- 3 前項第1号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

#### （保護預り証券の返還または振込国債の抹消の申請に準ずる取扱い）

第14条 当行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第2項の手続きをまたずに保護預り証券の返還の請求が、又は振替法に基づく振込国債の抹消の申請があったものとして、当行がお客様にかかわって手続きさせていただきます。

- ① 当行に保護預り証券の買取りを請求される場合

- ② 当行が第16条により振替債等の償還金(分離利息振込国債の場合は、利子の支払い)を受け取る場合
- ③ 保護預り証券から代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合

**(抽選償還)**

第15条 混蔵保管中の保護預り証券が抽選償還に当選した場合には、被償還者及び償還額の決定は当行所定の方法により公正かつ厳正に行います。

**(償還金等の受入れ等)**

第16条 振替債等の元金又は利子の支払いがあるときは、当行がお客様に代ってこれを受領し、指定口座に入金します。

- 2 振替決済口座に記載又は記録されている振込国債(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)の元金及び利子の支払いがあるときは、日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当行がお客様に代わって日本銀行からこれを受領し、指定口座に入金します。

**(お客様への連絡事項)**

第17条 当行は、保護預り証券について、次の事項をお客様にお知らせします。

- ① 最終償還期限
  - ② 残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には、取引残高報告書による報告
  - ③ お客様に対して通知された事項
- 2 前項の残高照合のための報告は、当行所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当行の事務統括部責任者(証券事務担当)に直接ご連絡ください。
- 3 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

**(届出事項の変更)**

第18条 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類のご提出又は「個人番号カード等」をご提示願うこと等があります。

- 2 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ国債証券等の受入れ、保護預り証券の返還、振込国債の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- 3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所等とします。

**(当行の連帯保証義務)**

第19条 日本銀行が、振替法等に基づき、お客様(振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

- ① 振込国債(分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債を除きます。)の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振込国債の超過分(振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の元金及び利子の支払いをする義務
- ② 分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務又は当該超過分の分離利息振込国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分(振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の利子の支払いをする義務

- ③ その他、日本銀行において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

**(解約等)**

第20条 この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その5営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当行所定の解約依頼書に届出の印章（又は署名）により記名押印(又は署名)してご提出し、保護預り証券をお引き取り又は振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第6条によるお客様からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

2 前項にかかわらず、振替債等の利金支払期日の7営業日前から同支払期日の前営業日までの間は、この契約の解約をすることはできません。

3 保護預り証券は、お客様がお引き取りになるまでは、この規定により当行がお預りします、

4 次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、保護預り証券をお引き取り又は振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第6条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

① お客様が手数料を支払わないとき

② お客様について相続の開始があったとき

③ お客様がこの規定に違反したとき

④ お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当行が解約を申し出たとき

⑤ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当行が解約を申し出たとき

⑥ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当行が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき

⑦ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

5 特定口座の開設がなく、振替決済口座の残高がない状態が5年以上経過した場合は、口座の最終異動日から5年経過後の最初に到来する3, 6, 9, 12月のいずれかの末日をもって契約を終了させていただきます。

6 本条第4項による振替債等の引取り又は振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日又は契約期間の満了日の属する月の翌月から引取りの日の属する月までの手数料相当額を月割計算によりお支払いください。この場合、第7条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。

7 当行は、前項の不足額を引取りの日に第7条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第7条第4項に準じて償還金等から充当することができるものとします。

**(緊急措置)**

第21条 法令の定めるところにより振替債等の引渡しを求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

**(公示催告等の調査)**

第22条 当行は、保護預り証券について、公示催告・除権決定の公告等についての調査義務は負いません。

**(保護預りに関する権利の譲渡、質入れの禁止)**

第23条 この契約によるお客様の保護預りに関する権利は、譲渡又は質入れすることはできません。

**(免責事項)**

第24条 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

① 第18条第1項による届出の前に生じた損害

② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって

照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入れ又は保護預り証券の返還、振込国債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害

- ③ 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、国債証券等を受入れ又は保護預り証券を返還又は振込国債の振替又は抹消をしなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により保管施設または記録設備の故障等が発生したため、国債証券等の受入れ又は保護預り証券の返還、振込国債の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合、振込国債の記録が滅失等した場合、又は第16条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 第21条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

**（規定の変更）**

第25条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。

尚、改訂の内容がお客様の従来の権利を制限する若しくはお客様の新たな義務を課すものであるときは、その改定事項並びにその効力発生時期を店頭表示、インターネット又はその他相当の方法によりご通知します。

**（特例社債等の振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意）**

第26条 振替法の施行に伴い、お客様がこの規定に基づき当行に寄託している有価証券のうち、特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債又は特例外債（以下「特例社債等」といいます。）に該当するものについては、振替法に基づく振替制度へ移行するために振替法等に基づきお客様に求められている第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を、当行が代って行うこと並びに第3号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- ① 振替法附則第14条（同法附則第27条から第31条まで又は第36条において準用する場合を含みます。）において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請
- ② その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（振替法に基づく振替制度へ移行するために、当行から他社に再寄託する場合の当該再寄託の手続き等を含みます。）
- ③ 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと
- ④ 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当行の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- ⑤ 振替法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、この規定によらず、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、当行が別に定める規定により管理すること

**（振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意）**

第27条 有価証券の無券面化を柱とする振替法に基づく振替決済制度において、当行が口座管理機関として取り扱うことのできる有価証券のうち、当行がお客様からお預りしている有価証券であって、あらかじめお客様から同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申し込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当該振替決済口座に係るお客様との間の権利義務関係について本規定の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

**一般債振替決済口座管理規定**

**（この規定の趣旨）**

第1条 この規定は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う一般債に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当行に開設するに際し、当行とお客様と

の間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、一般債の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

#### （振替決済口座）

第2条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。

- 2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である一般債の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の一般債の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。
- 3 当行は、お客様が一般債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

#### （振替決済口座の開設）

第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当行所定の「一般債振替決済口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

- 2 当行は、お客様から「一般債振替決済口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を通知いたします。
- 3 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

#### （共通番号の届出）

第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当行にお届けいただきます。その際、番号法その他の関連規定に従い本人確認を行わせていただきます。

#### （契約期間等）

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する12月末日までとします。

- 2 この契約は、お客様又は当行からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

#### （当行への届出事項）

第5条 「債券購入申込書」又は「保護預り口座設定申込書(兼振替決済口座設定申込書、一般債振替決済口座設定申込書)」に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

#### （振替の申請）

第6条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

- ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
  - ② 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの
  - ③ 一般債の償還期日又は繰上償還期日において振替を行うもの
  - ④ 一般債の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日又は利子支払期日の前営業日において振替を行うもの
- 2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その7営業日前までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入の上、届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。
- ① 当該振替において減額及び増額の記載又は記録がされるべき一般債の銘柄及び金額

- ② お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
  - ③ 振替先口座及びその直近上位機関の名称
  - ④ 振替先口座において、増額の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
  - ⑤ 振替を行う日
- 3 前項第1号の金額は、その一般債の各社債の金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- 5 当行に一般債の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに一般債の振替の申請があったものとして取り扱います。

#### (他の口座管理機関への振替)

第7条 当行は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。

また、当行で一般債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項(当行及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等)をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われないことがあります。

- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申し込みください。

#### (担保の設定)

第8条 お客様の一般債について、担保を設定される場合は、当行所定の手続きにより振替を行います。

#### (抹消申請の委任)

第9条 振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、償還、繰上償還又は定時償還が行われる場合には、当該一般債について、お客様から当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当行は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

#### (元利金の代理受領等)

第10条 振替決済口座に記載又は記録がされている一般債(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金(繰上償還金及び定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。)及び利金を取り扱うもの(以下、「機構関与銘柄」といいます。)の償還金及び利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領してから、資産管理サービス信託銀行株式会社が当行に代わってこれを受け取り、当行が資産管理サービス信託銀行株式会社からお客様に代わってこれを受領し、お客様のご請求に応じて当行からお客様にお支払いします。

#### (お客様への連絡事項)

第11条 当行は、一般債について、次の事項をお客様にご通知します。

- ① 最終償還期限
  - ② 残高照合のための報告
  - ③ お客様に対して機構から通知された事項
- 2 前項の残高照合のための報告は、一般債の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当行の事務統括部責任者(証券事務担当)に直接ご連絡ください。
- 3 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

**（届出事項の変更手続き）**

第12条 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。

2 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ一般債の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所等とします。

**（口座管理料）**

第13条 当行は、口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

2 当行は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、一般債の償還金又は利金の支払いのご請求には応じないことがあります。

**（当行の連帯保証義務）**

第14条 機構又は資産管理サービス信託銀行株式会社が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限り、）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

① 一般債の振替手続きを行った際、機構又は資産管理サービス信託銀行株式会社において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた一般債の超過分（一般債を取得した者のないことが証明された分を除く。）の償還金及び利金の支払いをする義務

② その他、機構又は資産管理サービス信託銀行株式会社において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

（注）振替法第11条第2項に定める加入者からは適格機関投資家、国、地方公共団体その他の政令（振替法施行令第2条）で定める者が除かれます。

**（機構において取り扱う一般債の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）**

第15条 当行は、機構において取り扱う一般債のうち、当行が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。当行は、機構において取り扱う一般債のうち、実質記番号管理銘柄その他の当行が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

2 当行は、当行における一般債の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

**（解約等）**

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

① お客様から解約のお申し出があった場合

② お客様が手数料を支払わないとき

③ お客様がこの規定に違反したとき

④ お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当行が解約を申し出たとき

⑤ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当行が解約を申し出たとき

⑥ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当行が契約を継続しがたいと認め、解約を申し出たとき

- ⑦ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
- 2 特定口座の開設がなく、振替決済口座の残高がない状態が5年以上経過した場合は、口座の最終異動日から5年経過後の最初に到来する3, 6, 9, 12月のいずれかの末日をもって契約を終了させていただきます。
- 3 本条第1項による一般債の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第13条第2項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
- 4 当行は、前項の不足額を引取りの日に第13条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第13条第2項に準じて売却代金等から充当することができるものとします。

**(解約時の取扱い)**

第17条 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている一般債については、当行の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

**(緊急措置)**

第18条 法令の定めるところにより一般債の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

**(免責事項)**

第19条 当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 第12条第1項による届出の前に生じた損害
- ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて一般債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、一般債の振替をしなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、一般債の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により一般債の記録が滅失等した場合、又は第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 第18条の事由により当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

**(機構非関与銘柄の振替の申請)**

第20条 お客様の口座に記載又は記録されている機構非関与銘柄（機構の社債等に関する業務規程により、償還金及び利金を取り扱う銘柄以外の銘柄の一般債をいいます。）について、お客様が振替の申請を行う場合には、あらかじめ当行に対し、その旨をお申し出ください。

**(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)**

第21条 振替法の施行に伴い、お客様が有する特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債又は特例外債（以下「特例社債等」といいます。）について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例社債等の証券（当該特例社債等が社債等登録法第3条第1項の規定により登録されているものである場合には、登録内容証明書）のご提出を受けた場合には、振替法等に基づきお客様に求められている第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当行が代わって行うこと並びに第3号から第5号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- ① 振替法附則第14条（同法附則第27条から第31条まで又は第36条において準用する場合を含みます。）において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請
- ② その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等
- ③ 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと

- ④ 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当行の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- ⑤ 振替法に基づく振替制度に移行した特例仕債等については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この規定により管理すること

**（この規定の変更）**

第22条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。尚、改訂の内容がお客様の従来の権利を制限する若しくはお客様の新たな義務を課すものであるときは、その改定事項並びにその効力発生時期を店頭表示、インターネット又はその他相当の方法によりご通知します。

以 上

(2020年4月1日現在)

## 外貨普通預金 定額自動振替サービス利用規定

## 1. 外貨普通預金定額自動振替サービス

- (1) 外貨普通預金定額自動振替サービス（以下「本サービス」といいます）のご利用にあたっては、あらかじめ当行所定の手続きにより、振替日、振替金額（円貨額）等を届出るものとします。なお、引落指定口座は本サービスの申込書により指定された同一名義人の円貨建て普通預金口座または当座預金口座（以下「引落口座」といいます）とします。
- (2) 当行は指定された振替日に指定された振替内容による振替金額を引落口座から引落としのうえ、その金額を当行所定の相場で換算した外貨額をもって、指定の外貨普通預金口座へ入金します。

## 2. 自動振替

- (1) 振替金額は、あらかじめ円貨額でご指定いただきます。1千円以上1千万円以下（千円単位）でご指定ください。なお、本サービスご利用による引落としと他商品・他サービスでの自動振替による引落としが同日に行われる場合、そのいずれを先に引落とすかは当行の任意とします。
- (2) 前記(1)の場合、引落口座からの引落としについては、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および同払戻請求書の提出または当座小切手の振出しは不要とします。
- (3) 振替日当日が銀行休業日の場合は、翌営業日に振替を行います。ただし、翌営業日が翌月となる場合は、前営業日に振替を行います。
- (4) 当行所定の引落処理時に、引落口座の残高（残高については受け入れた証券類で決済確認前のものを差し引いた支払可能残高、総合口座の当座貸越限度額は含みません）が振替金額に満たない場合は、通知することなくその月の振替を行いません。また、振替日当日の入金であっても、当行所定の引落処理後に入金となった場合は、同様にその月の振替を行いません。

## 3. 外貨普通預金への入金

振替日における外貨普通預金口座への入金外貨額は、前記2.(1)に定める振替金額を当行所定の外国為替相場を使用し算出します。この際預入通貨の補助通貨単位未満は当行所定の方法で取扱います。

## 4. 取引内容の変更

振替日、振替金額等の取引内容を変更する場合には、当行所定の方法により振替日の前営業日までにお届けのうえ当行所定の手続きをお取りください。

## 5. 解約等

- (1) 本サービスは、特にお申出のない限り同一条件で自動振替を継続します。
- (2) お客様の引落口座が解約された場合、または指定の外貨普通預金口座が解約された場合は、当行はいつでもこの自動振替サービスの契約は終了したものと取り扱います。
- (3) 本サービスは、契約者の都合でいつでも解約することができます。ただし解約は書面での通知により行うものとし、契約者から通知する場合は、当行所定の書式による届け出を提出するものとします。
- (4) 当行に対する解約の通知がないまま、長期間にわたり振替がなされない場合、または住所変更・連絡先の届け出を怠る等お客様の責めに期すべき事由によってお客様の所在が不明になった場合等、相当の事由がある場合は、この契約は終了したものと取り扱うことがあります。
- (5) 本サービスは金融情勢の変化・取扱通貨国の諸事情等により取扱いを中止する場合があります。

## 6. 規定の準用

この規定の定めのない事項については、引落口座に係る各種規定ならびに外貨普通預金規定により取扱います。

## 7. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年8月3日現在)

## 紙媒体等取扱規定(総合振込・給与振込・口座振替等)

### 1. 適用範囲

総合振込、給与振込、口座振替等において、依頼書(紙)またはフロッピーディスクなどの記録媒体(以下、「紙媒体等」といいます。)を当行の営業店等に持ち込む場合、この規定により取扱います。

### 2. 紙媒体等持込可能対象者

当行が認める総合振込、給与振込、口座振替等の利用者としてします。

### 3. 利用料金

利用者は当行に対し、本サービスについて当行所定の手数料(紙媒体等取扱手数料)およびその消費税相当額を、総合振込、給与振込、口座振替等の各サービスそれぞれにつき、1回の持込みごとに支払うものとします。詳しくは、下記ホームページ等をご確認ください。

[https://www.ncbank.co.jp/kinri\\_tesuryo/kawase/yokin.html](https://www.ncbank.co.jp/kinri_tesuryo/kawase/yokin.html)

### 4. 支払方法

「紙媒体等取扱手数料」およびその消費税相当額は、当行の普通預金・貯蓄預金共通規定・普通預金規定・貯蓄預金規定・西日本シティ総合口座取引規定・決裁用普通預金規定・当座勘定規定(一般用)・当座勘定規定(個人当座用)・貯蓄預金規定・納税準備預金規定にかかわらず、預金通帳および預金払戻請求書または当座小切手の提出を省略のうえ、預金口座から自動的に引落すものとします。

### 5. 紙媒体等の持込

利用者は、当行が定める専用の封筒に紙媒体等を封入のうえ、営業店等に持ち込むものとします。

### 6. 利用料金の適用開始日

本規定は、2021年7月1日より適用するものとします。

### 7. その他事項

当行と個別に締結している契約の定めに従うものとします。

第5条に定める普通預金・貯蓄預金共通規定・普通預金規定・貯蓄預金規定・決裁用普通預金規定・当座勘定規定(一般用)・当座勘定規定(個人当座用)・貯蓄預金規定・納税準備預金規定は、下記当行ホームページをご確認ください。

[https://www.ncbank.co.jp/teikei\\_yakkan/](https://www.ncbank.co.jp/teikei_yakkan/)

以上  
(2021年4月9日現在)

# 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

2021年4月

株式会社西日本シティ銀行

## 第1章 総則

### (約款の趣旨)

- 第1条** この約款は、租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座及び同項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する者（以下、「お客様」といいます。）が、同法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び同法第37条の14の2に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税（以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、当行に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座について、同法第37条の14の2第5項第2号及び第6号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。
- 2 当行は、この約款に基づき、お客様との間で租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号に規定する「未成年者口座管理契約」及び前項第6号に規定する「課税未成年者口座管理契約」（以下、両者を合わせて「本契約」といいます。）を締結します。
- 3 お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、約款その他の当行が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によります。

## 第2章 未成年者口座の管理

### (未成年者口座開設届出書等の提出)

- 第2条** お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の9月30日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止届出書」の提出をするとともに、当行に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止届出書の交付の基となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間、当該未成年者口座廃止届出書が添付された未成年者口座開設届出書を受領することはできません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管いたします。
- 2 当行に未成年者口座を開設しているお客様は、当行及び他の証券会社若しくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書 兼 未成年者口座開設届出書」及び「未成年者口座開設届出書」の提出をすることはできません。
- 3 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。
- 4 お客様がその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日又は2023年12月31日のいずれか早い日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合又は租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管又は返還、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預託若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。
- 5 当行が「未成年者口座廃止届出書」（お客様がその年の1月1日において19歳である年の9月30日又は2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、お客様が1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等のある受け入れている場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当行はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止届出書」を交付します。

### (非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)

- 第3条** 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等）をいいます。この約款の第14条から第16条、第18条及び第24条第1項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016年から2023年までの各年（お客様がその年の1月1日において20歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。
- 2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止届出書」が提出された場合にあっては、所轄税務署長から当行にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。
- 3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年から2028年までの各年（お客様がその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。

### (非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理)

- 第4条** 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定において処理いたします。
- (未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)**
- 第5条** 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。
- ① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、口移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が80万円（第2号により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの
- イ 受入期間内に当行への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当行から取得をした上場株式等又は当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの
- ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管が

される上場株式等で、お客様が当行に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」の提出をして移管がされる上場株式等（第2号に掲げるものを除きます。）

- ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、5年経過日の属する年の当行が別に定める期間までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。）
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等
- 2 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。
- ① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、前項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等（第2号に掲げるものを除きます。）で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円（第2号により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、5年経過日の属する年の当行が別に定める期間までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。）
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等

### (譲渡の方法)

- 第6条** 非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当行への売委託による方法、当行に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡及び同項に規定する請求を当行の営業所を経由して行う方法（当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われるものに限ります。）又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は同法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

### (課税未成年者口座等への移管)

- 第7条** 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。
- ① 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第5条第1項第1号若しくは第2号又は同条第2項第1号若しくは第2号の移管がされるものを除く）次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管
- イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客様が18歳未満である場合  
当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管
- ロ イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管
- ② お客様がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管
- 2 前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第1号ロ及び第2号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に準じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。
- ① お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号若しくは第7項において準用する同号に規定する書面を5年経過日の属する年の当行が別に定める期間までに提出した場合又は当行に特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）を開設していない場合 一般口座への移管
- ② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座（前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）への移管

### (非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)

- 第8条** 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。
- ① 災害等による返還等及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事由（以下、「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと
- ② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第16条第2号において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われぬものに限ります。）又は贈与をしないこと
- イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号又は第7号に規定する事由による譲渡
- ロ 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡
- ハ 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号又は第8号に掲げる譲渡
- ニ 租税特別措置法施行令第25条の8第4項第1号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡
- ホ 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式又は同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付付債であるものによる請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議（これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議を除きます。）による譲渡
- ③ 当該上場株式等の譲渡の対価（その額が租税特別措置法第37条の11第3項又は第4項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）又は当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（上場株式等に係る同法第9条の8に規定する配当等、当行が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないもの及び前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当行を経由して行われぬもの）を除きます。以下、「譲渡対価の金銭等」といいます。）は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は預託すること

### (未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)

- 第9条** 第7条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。

### (未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知)

**第10条** 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。）への移管に係るものに限ります。）があった場合には、当行は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。

（出国時の取扱い）

**第11条** お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当行に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第2号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。

2 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。

3 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当行に未成年者帰国届出書の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。

## 第3章 課税未成年者口座の管理

（課税未成年者口座の設定）

**第12条** 課税未成年者口座（お客様が当行又は当行と租税特別措置法施行令第25条の13の8第13項各号に定める関係にある法人の営業所に開設している特定口座若しくは預金口座、貯金口座若しくはお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、2以上の特定口座が含まれず、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。）は、未成年者口座と同時に設けられます。

（課税管理勘定における処理）

**第13条** 課税未成年者口座における上場株式等（租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第14条から第16条及び第18条において同じ。）の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は金銭その他の資産の預入れ若しくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託がされる上場株式等又は預入れ若しくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。

（譲渡の方法）

**第14条** 課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当行への売委託による方法、当行に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当行の営業所を経由して行う方法（当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われるものに限ります。）又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は同法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

（課税管理勘定での管理）

**第15条** 課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は預託いたします。

（課税管理勘定の金銭等の管理）

**第16条** 課税未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

- ① 災害等による返還等及び上場等廃止事由による課税未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと
- ② 当該上場株式等の第14条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経由して行われないものに限ります。）又は贈与をしないこと
  - イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号又は第7号に規定する事由による譲渡
  - ロ 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡
  - ハ 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号又は第8号に掲げる譲渡
  - ニ 租税特別措置法施行令第25条の8第4項第1号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡
- ホ 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式又は同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議（これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議を除きます。）による譲渡
- ③ 課税未成年者口座又は未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと

（未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止）

**第17条** 第15条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

（重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合）

**第18条** お客様が課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の1月1日において、当行に重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。

2 前項の場合においては、廃止される特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該上場株式等はいずれも当行に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。

（出国時の取扱い）

**第19条** お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3章（第14条及び第18条を除く）の適用があるものとして取り扱います。

## 第4章 口座への入出金

（課税未成年者口座への入出金処理）

**第20条** お客様が課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることといたします。

- ① お客様名義の預貯金口座からの入金
- ② お客様名義の当行証券口座からの入金
- ③ 現金での入金（依頼人のお客様又はお客様の法定代理人である場合に限りま。）

2 お客様が未成年者口座又は課税未成年者口座から出金又は証券の移管（以下この条において「出金等」といいます。）を行う場合には、次に定める取扱いとなります。

- ① お客様名義の預貯金口座への出金
- ② 現金での引出（窓口で行うものに限ります。）
- ③ お客様名義の証券口座への移管

3 前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客様又はお客様の法定代理人に限ることとします。

4 お客様の法定代理人が第2項各号の出金等を行う場合には、当行は当該出金等に関してお客様の同意がある旨を確認することとします。

5 前項に定める同意を確認できない場合には、当行は当該出金等に係る金銭又は証券がお客様本人のために用いられることを確認することとします。

6 お客様本人が第2項第2号に定める出金等を行う場合には、お客様の法定代理人の同意（同意書の提出を含む）が必要となります。

## 第5章 代理人による取引の届出

（代理人による取引の届出）

**第21条** お客様の代理人が、未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。

2 お客様が前項により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。

3 お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が20歳に達した後も当該法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。

4 お客様の法定代理人以外の者が第1項の代理人となる場合には、第1項の届出の際に、当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、当該代理人はお客様の2親等内の者に限ることとします。

5 お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が20歳に達した後も当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。

（法定代理人の変更）

**第22条** お客様の法定代理人に変更があった場合には、直ちに当行に届出を行っていただく必要があります。

## 第6章 その他の通則

（取引残高の通知）

**第23条** お客様が15歳に達した場合には、当行は未成年者口座及び課税未成年者口座に関する取引残高をお客様本人に通知いたします。

（未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示）

**第24条** お客様が受入期間内に、当行への買付けの委託により取得をした上場株式等（未成年者口座への受入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第13条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。）、当行から取得した上場株式等又は当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得の旨の注文等を行う際に当行に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。

2 お客様が未成年者口座及び未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合には、先に取得したもから譲渡することとさせていただきます。

（基準年以降の手続き等）

**第25条** 基準年に達した場合には、当行はお客様本人に払出制限が解除された旨及び取引残高を通知いたします。

（非課税口座のみなし開設）

**第26条** 2017年から2028年までの各年（その年1月1日においてお客様が20歳である年に限りま。）の1月1日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。

2 前項の場合には、お客様がその年1月1日において20歳である年の同日において、当行に対して非課税口座開設届出書（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客様との間で非課税上場株式等管理契約（同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。）が締結されたものとみなします。

（本契約の解除）

**第27条** 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。

- ① お客様又は法定代理人から租税特別措置法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- ② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号に規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第30項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日
- ④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。） 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
- ⑤ お客様が出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が20歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客様が20歳である年の12月31日の翌日
- ⑥ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項で準用する租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日

（合意管轄）

**第28条** この約款に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとなります。

（約款の変更）

**第29条** この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

附則

この約款は、2021年4月1日より適用させていただきます。  
成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。

以上